

校地校舎等の図面

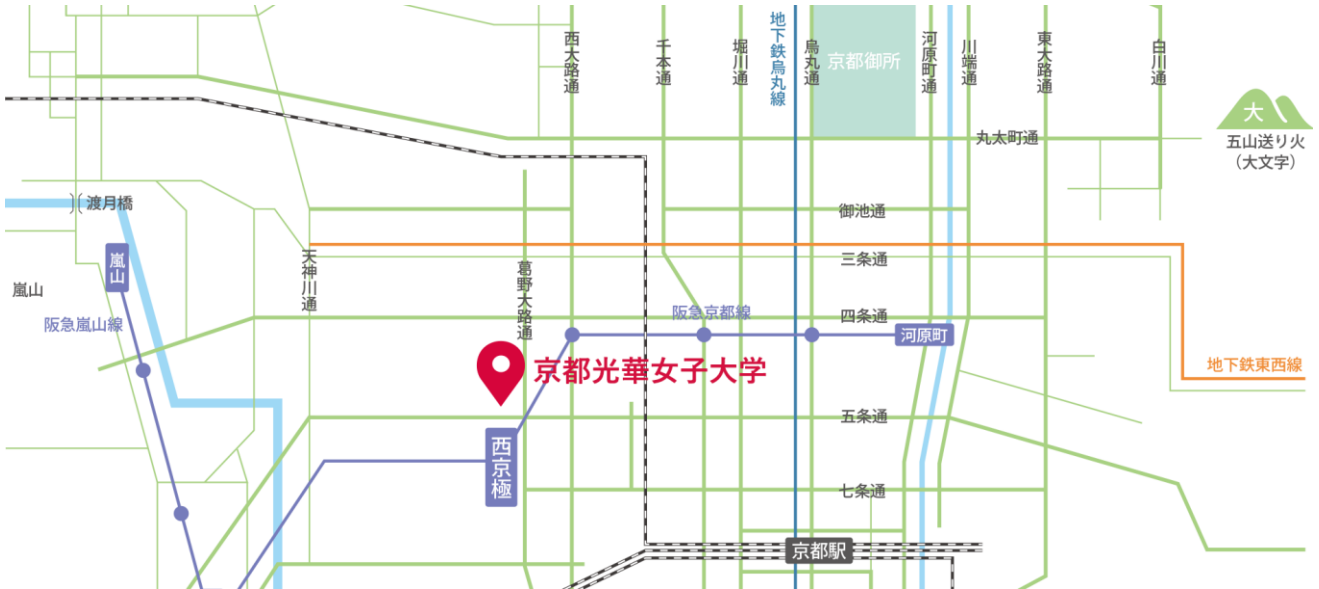
(1) 都道府県内における位置関係の図面



- ・ 京都光華女子大学（京都府京都市右京区西京極葛野町 38）
- ・ 大原野グラウンド（京都市西京区大原野南春日町 134 番地外及び周辺）
- ・ 花の寺グラウンド（京都市西京区大原野南春日町 1154 番地外及び周辺）

(2) 最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間が分かる図面

- ・ 京都光華女子大学／短期大学部／大学院
 阪急西京極駅から徒歩約7分 (0.7km)



- ・ 大原野グラウンド
 阪急洛西口駅から車で約12分 (5.4km)
 阪急東向日駅から車で約12分 (4.4km)



・花の寺グラウンド

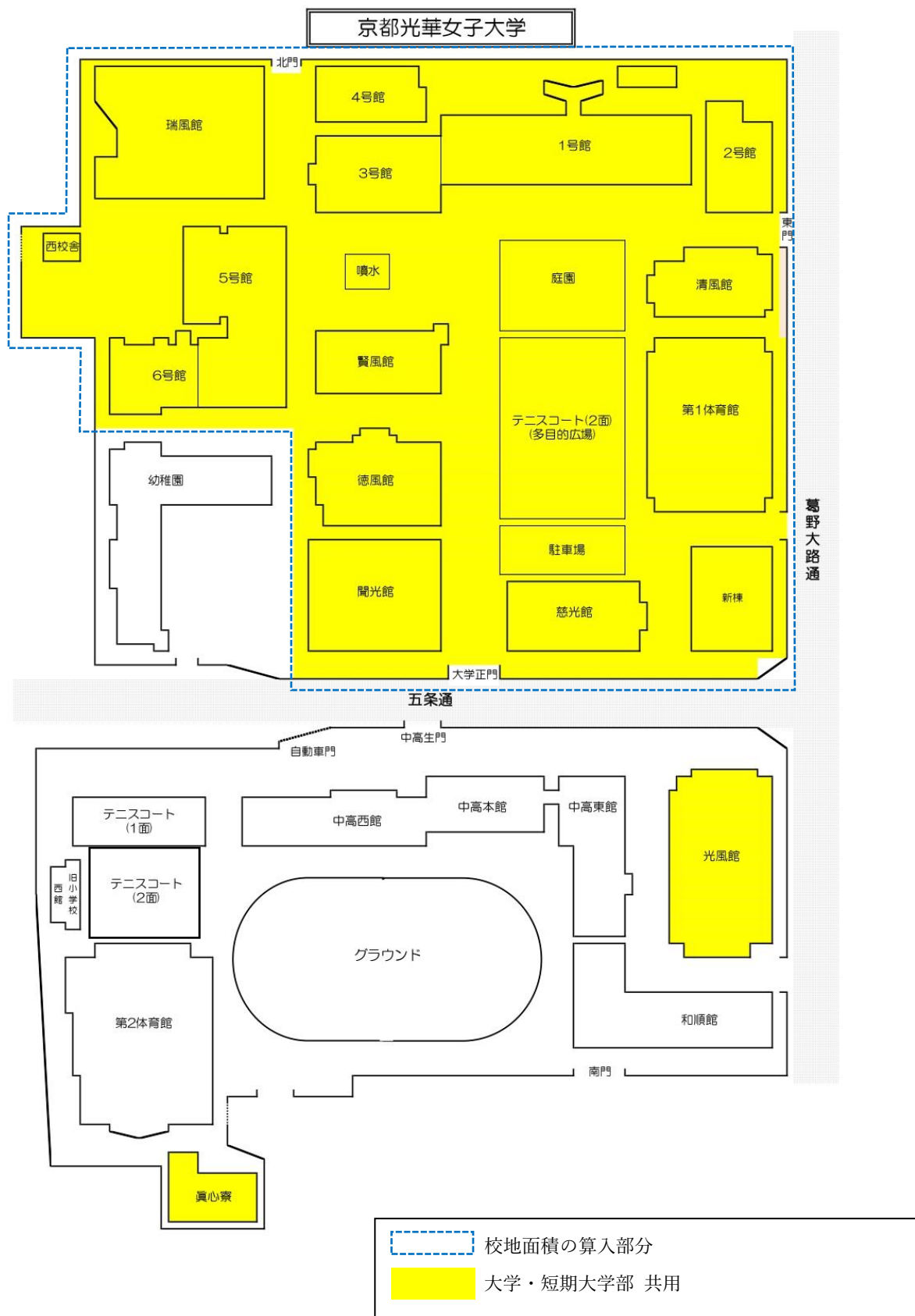
阪急洛西口駅から車で約12分(5.2km)



(3) 校舎、運動場等の配置図

校地面積：21,440.38 m²

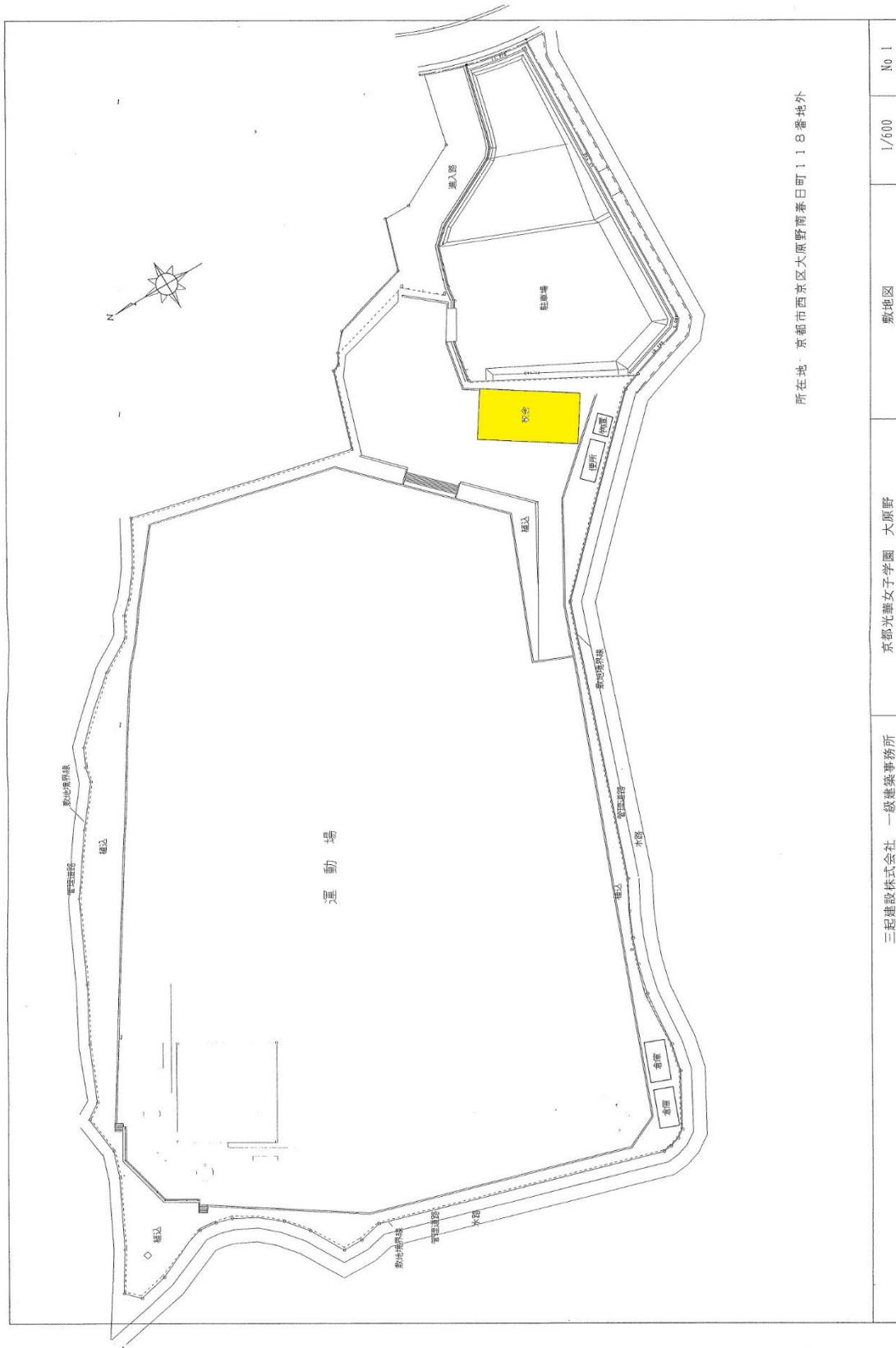
校舎面積：38,115.56 m²



大原野グラウンド

校地面積：14,159.73 m²

校舎面積：331.58 m²



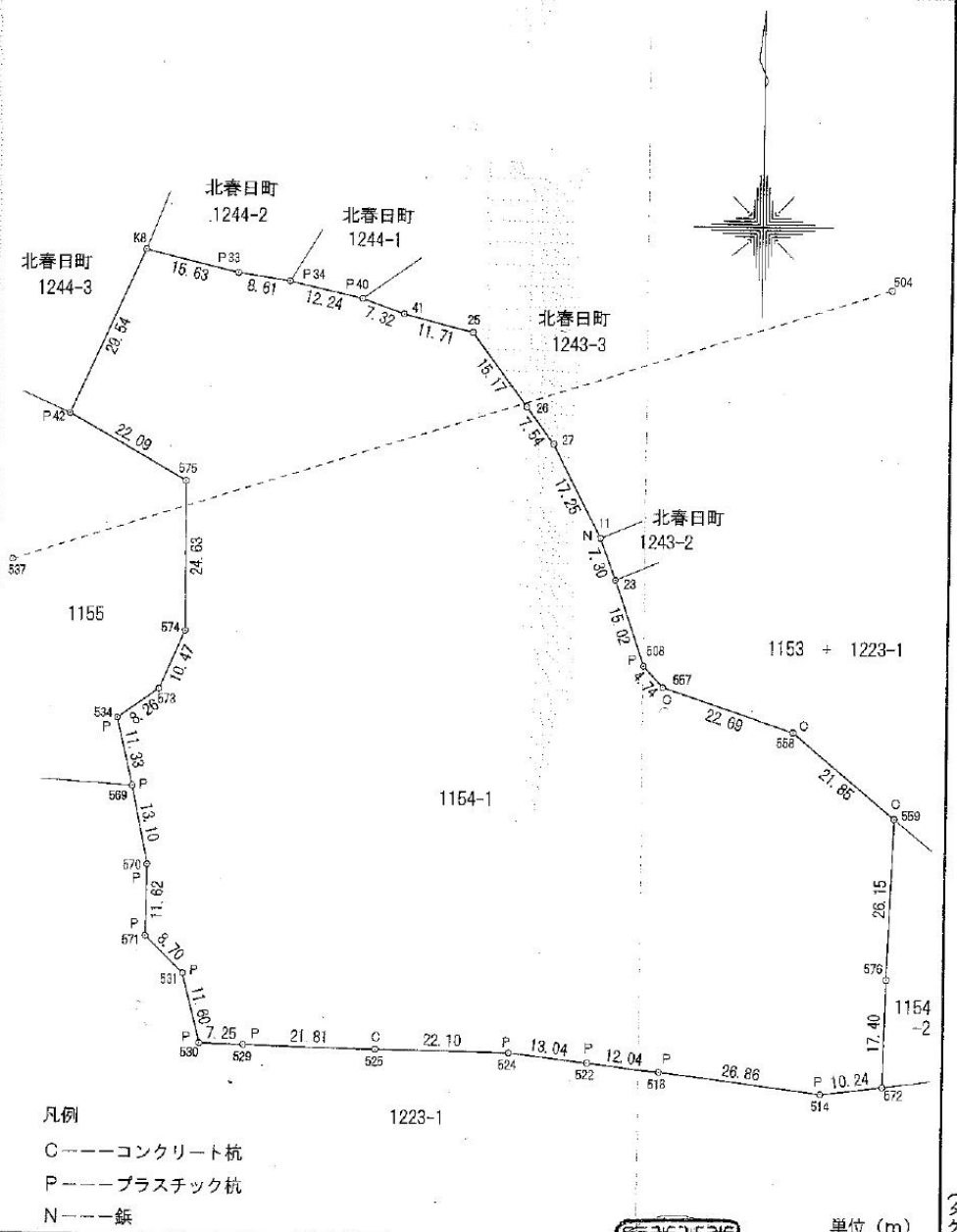
花の寺グラウンド

校地面積：14,308.00 m²

地番	1154-1
----	--------

地積測量図 (1/2)

土地の所在	京都市西京区大原野南春日町
-------	---------------



- 凡例
- C --- コンクリート杭
 - P --- プラスチック杭
 - N --- 鉄

単位 (m)

申請人	京都市右京区西京極野田町39番地 学校法人 光華女子学園 理事長 阿部敏	縮尺	1/1000
-----	---	----	--------

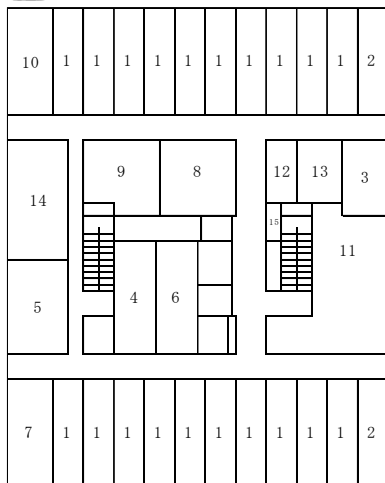


(タケザワ)

(1) 開光館 平面図

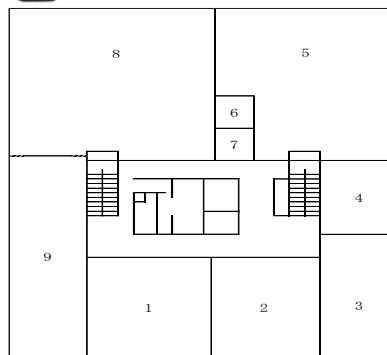
【 開 光 館 】

5F



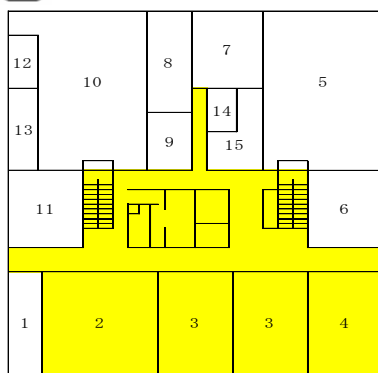
開光館		5階
室番号	室名	面積
1	個人研究室(20室)	21.12
2	個人研究室(2室)	23.83
3	個人研究室(1室)	20.09
4	共同研究室3	33.75
5	共同研究室4	33.33
6	助教室2	31.33
7	個人研究室	34.22
8	共同研究室2	31.77
9	共同研究室1	31.56
10	個人研究室	33.05
11	看護学科コモンズ	85.26
12	印刷室	18.42
13	看護学科コモンズ	10.32
14	助教室1	45.89
15	給湯室	4.03
	その他	302.11
	計	1,185.19

4F



開光館		4階
室番号	室名	面積
1	成人看護学実習室	114.54
2	精神看護学実習室	102.23
3	老年・公衆衛生看護学実習室	87.73
4	在宅看護学実習室	48.70
5	小児・母性看護学実習室・助産学実習室	197.68
6	汚物処理室	9.36
7	リネン庫	7.14
8	基礎看護学実習室	269.30
9	準備室	139.39
	その他	227.06
	計	1,203.13

3F

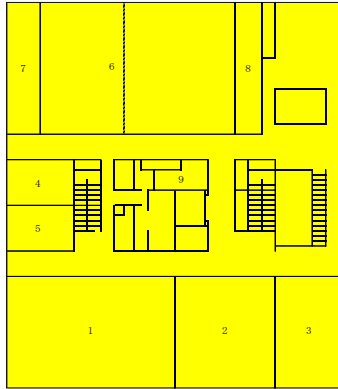


開光館		3階
室番号	室名	面積
1	在宅看護学研究室	34.38
2	講義室	112.56
3	講義室(2室)	71.52
4	講義室	75.45
5	第1実験室	165.01
6	第1機器分析室	50.30
7	第1ゼミ室	39.80
8	基礎科学研究室	41.18
9	準備室	22.20
10	第2実験室	163.37
11	第2機器分析室	50.26
12	第2ゼミ室	13.63
13	試料調製室	19.72
14	危険物保管庫	7.70
15	薬品庫	19.20
	その他	243.33
	計	1,203.13

開光館 合計 6,378.84㎡

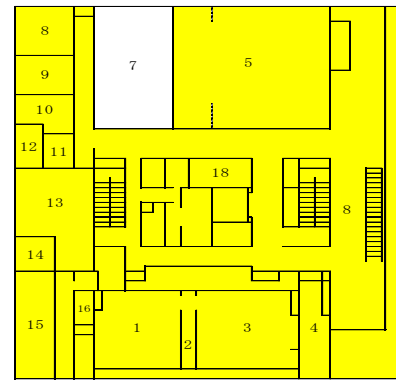
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	3,185.74 ㎡
他学部 専用	3,193.10 ㎡

2F



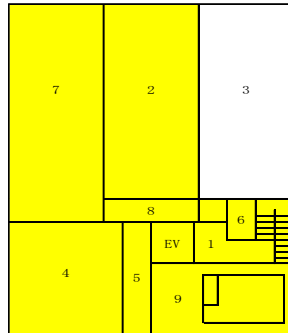
開光館		2階
室番号	室名	面積
1	講義室	183.48
2	講義室	110.54
3	講義室	72.84
4	演習室	28.87
5	演習室	28.99
6	総合実習室	232.93
7	準備室	34.65
8	準備室	30.72
9	倉庫	14.77
10	印刷室	4.03
	その他	409.01
	計	1,150.83

1F



開光館		1階
室番号	室名	面積
1	和室	62.78
2	中の間	13.77
3	和室	62.94
4	和室	22.23
5	大会議室	153.22
6	相談事務室	24.20
7	更衣室	80.78
8	キャンパスモール	153.08
9	面談室	18.68
10	面談室	15.00
11	待合室	8.80
12	診察室・処置室	11.64
13	保健室	54.75
14	談話室	12.00
15	休養室	34.71
16	ロッカー・資料庫	5.86
17	倉庫	11.41
18	倉庫	16.58
19	倉庫	4.02
	その他	349.43
	計	1,115.88

B1F



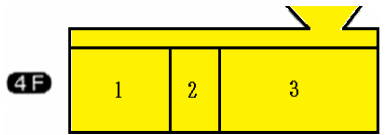
開光館		B1階
室番号	室名	面積
1	EVホール	10.00
2	倉庫	98.14
3	更衣室	96.80
4	倉庫	65.27
5	倉庫	17.12
6	倉庫	4.97
7	書庫	109.45
8	廊下	16.80
9	機械室	54.12
	その他	48.01
	計	520.68

開光館 合計 6,378.84㎡

短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	3,185.74 ㎡
他学部 専用	3,193.10 ㎡

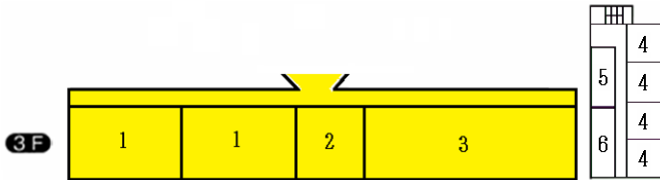
(2) 1号館 及び (3) 2号館 平面図

【1号館】



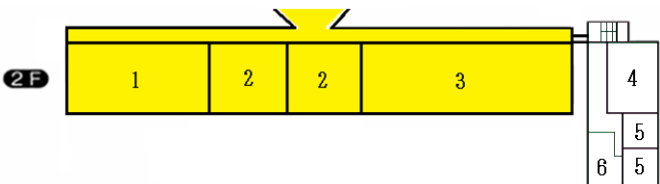
1号館		4階
室番号	室名	面積
1	講義室	124.55
2	講義室	74.73
3	講義室	199.28
	その他	166.69
	計	565.25

【2号館】



1号館		3階
室番号	室名	面積
1	講義室(2室)	153.00
2	講義室	102.00
3	講義室	241.00
	その他	324.81
	計	973.81

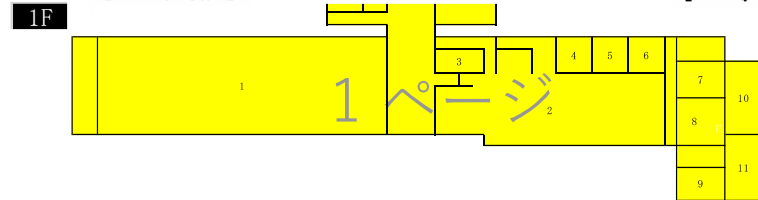
2号館		3階
室番号	室名	面積
4	個人研究室(4室)	20.70
5	個人研究室	20.30
6	個人研究室	25.52
	その他	60.62
	計	189.24



1号館		2階
室番号	室名	面積
1	講義室	204.00
2	講義室(2室)	102.00
3	講義室	241.00
	その他	335.46
	計	984.46

2号館		2階
室番号	室名	面積
4	自習室	67.50
5	個人研究室(2室)	33.00
6	監事室	28.62
	その他	27.12
	計	189.24

【1号館】



【2号館】

1号館		1階
室番号	室名	面積
1	就職支援センター・地域連携推進センター・女性向け7階層研究センター	306.00
2	マシントラック(人事部・学園運営部・企画財務部・学務企画部)	165.70
3	倉庫	13.60
4	事務局長室	23.30
5	会議室	23.70
6	副学長室	23.70
	その他	432.66
	計	988.66

2号館		1階
室番号	室名	面積
7	常任理事室	20.80
8	秘書室	28.10
9	学園長室	20.80
10	理事長室	43.85
11	学長室	43.85
	その他	31.84
	計	189.24



1号館		B1階
室番号	室名	面積
1	変電室	87.03
	計	87.03

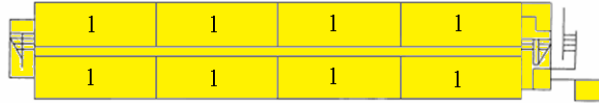
1号館 合計 3,599.21㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	3,599.21 ㎡
他学部 専用	0 ㎡

2号館 合計 567.72㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	189.24 ㎡
他学部 専用	378.48 ㎡

(4) 3号館 平面図

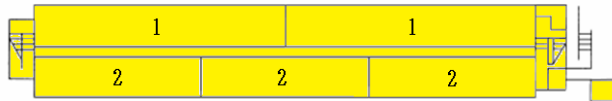
【3号館】

5F



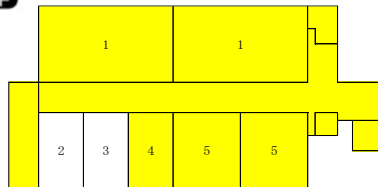
3号館		5階
室番号	室名	面積
1	講義室(8室)	51.30
	その他	139.35
	計	549.75

4F

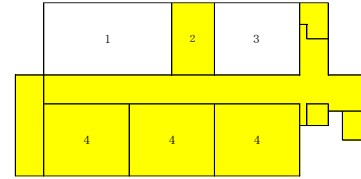


3号館		4階
室番号	室名	面積
1	講義室(2室)	102.60
2	講義室(3室)	68.40
	その他	139.35
	計	549.75

3F

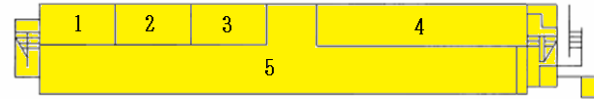


3号館		3階
室番号	室名	面積
1	講義室(2室)	102.60
2	予備室	34.20
3	予備室	34.20
4	講義室(演習室)	34.20
5	講義室(2室)	51.30
	その他	139.35
	計	276.15



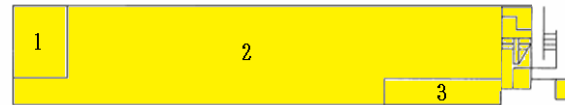
3号館		2階
室番号	室名	面積
1	メディア・ラボ	102.60
2	予備室	34.20
3	プレゼン実習室	68.40
4	講義室(3室)	68.40
	その他	138.98
	計	549.38

1F



3号館		1階
室番号	室名	面積
1	会議室	22.50
2	給湯室	22.50
3	金庫室	23.20
4	会議室	45.70
5	学生サポートセンター	355.17
	その他	91.78
	計	560.85

B1F



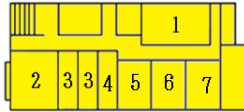
3号館		B1階
室番号	室名	面積
1	厨房	49.20
2	食堂	422.64
3	コンビニ	68.40
	その他	141.43
	計	681.67

3号館 合計 3,441.15㎡		
短期大学部 歯科衛生学科 専用		0 ㎡
全学部 共用		3,201.75 ㎡
他学部 専用		239.40 ㎡

(5) 4号館 及び (6) 5号館 平面図

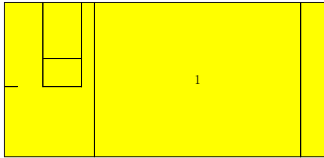
【 4 号 館 】

2F



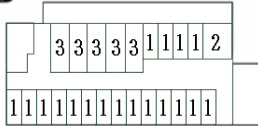
4号館		2階
室番号	室名	面積
1	講師控室1	46.08
2	国際交流センター	31.77
3	ルーム(2室)	21.18
4	用務員室	21.18
5	倉庫	22.50
6	予備室	22.50
7	用務員室	22.50
	その他	123.75
計		332.64

1F



4号館		1階
室番号	室名	面積
1	講義室	224.72
	その他	104.31
計		329.03

B1F



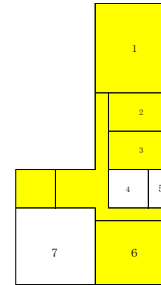
4号館		B1階
室番号	室名	面積
1	ピアノ個人レッスン室(18室)	4.95
2	ランドピアノレッスン室	9.90
3	予備室(5室)	12.15
	その他	198.14
計		357.89

4号館 合計 1,019.56㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	661.67 ㎡
他学部 専用	357.89 ㎡

5号館 合計 2,087.00㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	700.68 ㎡
全学部 共用	1,171.22 ㎡
他学部・学科 専用	215.10 ㎡

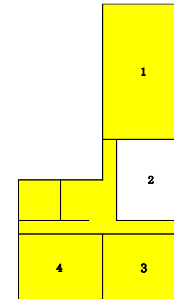
【 5 号 館 】

3F



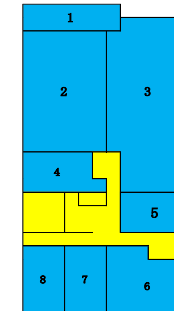
5号館		3階
室番号	室名	面積
1	ファッション実習室2	170.00
2	ファッション準備室	40.00
3	デザイン準備室	40.00
4	ライフデザイン学科ハテイオ	20.00
5	ライフデザイン学科メディアラボ	20.00
6	デザイン実習室	80.00
7	ビジネス実務実習室	105.00
	その他	135.36
計		610.36

2F



5号館		2階
室番号	室名	面積
1	ファッション実習室1	210.00
2	ライフデザイン学科コモンズ	70.10
3	講義室	75.10
4	講義室	90.00
	その他	165.16
計		610.36

1F

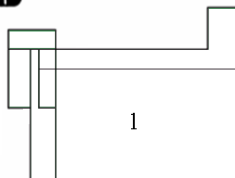


5号館		1階
室番号	室名	面積
1	機械室	29.20
2	基礎歯科実習室	143.60
3	臨床歯科実習室	291.29
4	準備室	37.00
5	実験室	40.01
6	歯科衛生学科コモンズ	79.54
7	多目的室	40.02
8	更衣室	40.02
	その他	165.60
計		866.28

(7) 6号館 平面図

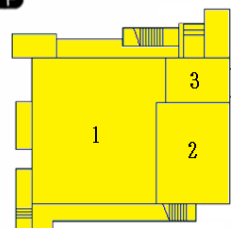
【 6 号 館 】

4F



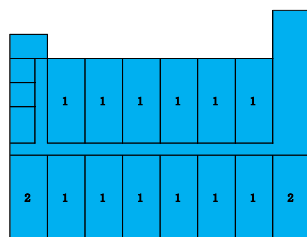
6号館		4階
室番号	室名	面積
1	講義室(音楽室)	262.65
	その他	59.02
	計	321.67

1F



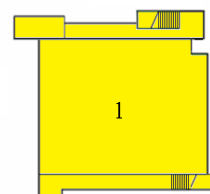
6号館		1階
室番号	室名	面積
1	第2食物実習室	225.10
2	試食室	76.50
3	食物準備室	32.76
	その他	33.79
	計	368.15

3F



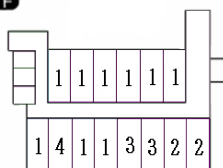
6号館		3階
室番号	室名	面積
1	個人研究室(12室)	18.44
2	個人研究室(2室)	19.06
	その他	104.42
	計	363.82

B1F



6号館		B1階
室番号	室名	面積
1	運動生理学実習室	273.75
	計	273.75

2F

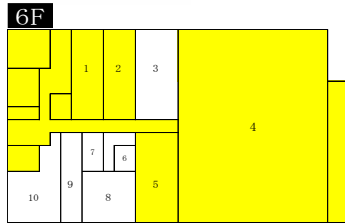


6号館		2階
室番号	室名	面積
1	個人研究室(9室)	18.44
2	個人研究室(2室)	18.595
3	個人研究室(2室)	18.59
4	個人研究室(1室)	19.05
	その他	104.44
	計	363.82

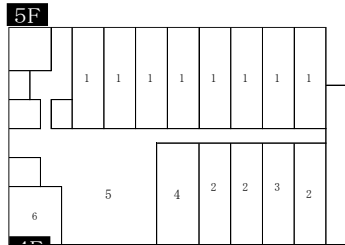
6号館 合計 1,691.21㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	363.82 ㎡
全学部 共用	641.90 ㎡
他学部・学科 専用	685.49 ㎡

(8) 慈光館 平面図

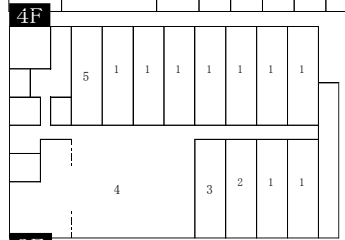
【 慈 光 館 】



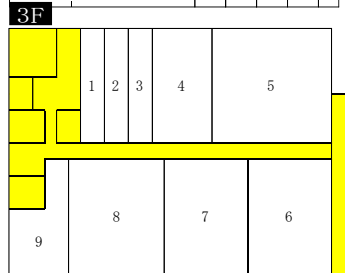
慈光館		6階
室番号	室名	面積
1	会議室	25.02
2	会議室	24.54
3	更衣室	30.10
4	太子堂(大会議室)	200.06
5	会議室	25.99
6	検査室2	2.20
7	検査室1	10.40
8	訓練室3	32.00
9	観察室	14.00
10	アレイルーム	30.90
	その他	116.59
	計	511.80



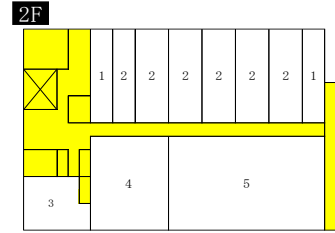
慈光館		5階
室番号	室名	面積
1	個人研究室(9室)	21.00
2	個人研究室(3室)	20.30
3	個人研究室(1室)	19.60
4	基礎実習室2	26.30
5	医療福祉学科コモンズ	96.10
6	実習支援室	14.00
	その他	106.68
	計	512.58



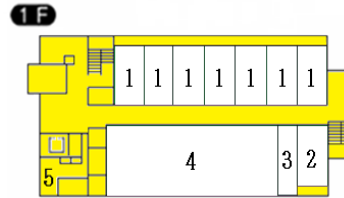
慈光館		4階
室番号	室名	面積
1	個人研究室(9室)	21.00
2	個人研究室(1室)	23.40
3	小グループ学習室	22.17
4	心理学科コモンズ/図書スペース	101.20
5	面談室	20.50
	その他	156.31
	計	512.58



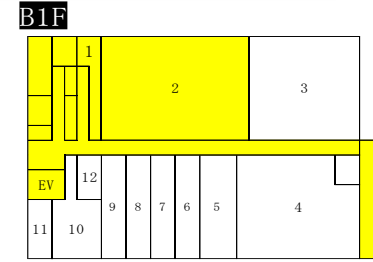
慈光館		3階
室番号	室名	面積
1	訓練室1	21.00
2	観察室	16.10
3	訓練室2	18.90
4	心理学演習室1	43.80
5	心理学演習室2	68.20
6	院生自習室2	41.30
7	院生自習室1	69.40
8	調査実習室	70.20
9	印刷室	29.30
	その他	134.38
	計	512.58



慈光館		2階
室番号	室名	面積
1	個人研究室(2室)	20.85
2	個人研究室(6室)	20.86
3	更衣室	24.05
4	基礎実習室1	56.68
5	教職実習室	110.64
	その他	144.27
	計	502.50



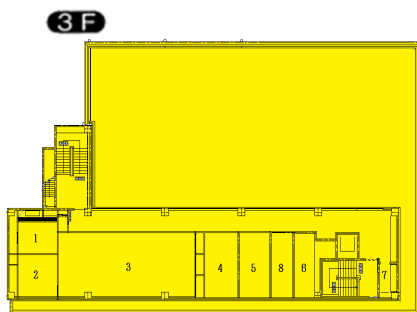
慈光館		1階
室番号	室名	面積
1	ピアルルス室(7室)	16.70
2	ピアルルス室(1室)	16.90
3	準備室	14.00
4	保育実習室・多目的室	123.97
5	守衛室	24.05
	その他	219.80
	計	515.62



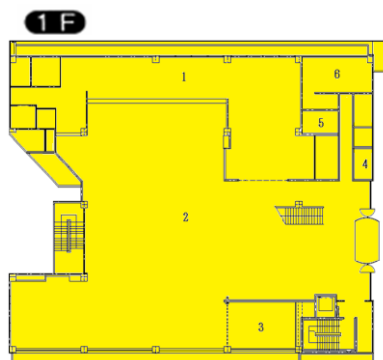
慈光館		B1階
室番号	室名	面積
1	倉庫1	13.88
2	書庫1	119.75
3	アレイルーム2	61.36
4	アレイルーム1	60.34
5	備品室	21.00
6	カウンセリング室C	21.00
7	カウンセリング室B	21.00
8	カウンセリング室A	21.00
9	待合室	21.00
10	受付事務室	32.60
11	更衣室	7.02
12	待合室	9.73
	その他	124.34
	計	534.02

慈光館 合計 3,601.68㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	1,172.67 ㎡
他学部 専用	2,429.01 ㎡

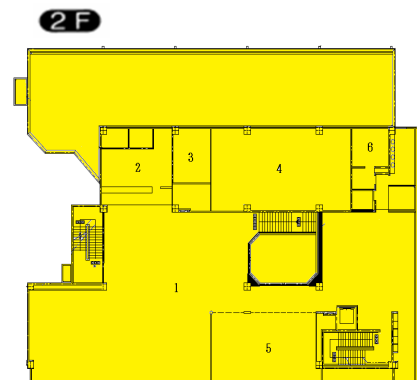
(9) 瑞風館 平面図
【 瑞 風 館 】



瑞風館		
室番号	室名	面積
1	水屋	14.70
2	茶室	15.87
3	和室(互与亭)	80.07
4	ミーティングルーム	19.91
5	シャワー室	18.04
6	倉庫	12.57
7	湯沸室	6.08
8	便所	13.80
	その他	151.99
	計	333.03



瑞風館		
室番号	室名	面積
1	厨房、事務所	258.68
2	食堂	447.85
4	談話室	36.18
5	守衛室	7.35
6	パウダールーム	8.64
7	便所	47.34
	その他	288.03
	計	1,094.07



瑞風館		
室番号	室名	面積
1	喫茶ホール	270.22
2	厨房	45.60
3	倉庫	21.38
4	多目的室	127.61
5	丸善キャンパスショップ	86.82
6	便所	32.14
7	パウダールーム	15.20
	その他	266.49
	計	865.46



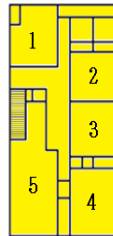
瑞風館		
室番号	室名	面積
1	部屋(28室)	599.99
2	多目的室	61.37
3	学生会中央	41.29
4	音楽スタジオ	34.18
5	個人レッスンスタジオ	14.90
6	印刷室	7.99
7	ボツ室	14.64
	その他	324.51
	計	1,098.87

瑞風館 合計 3,391.43㎡		
短期大学部 歯科衛生学科 専用		0 ㎡
全学部 共用		3,391.43 ㎡
他学部 専用		0 ㎡

(10) 西校舎 平面図

【 西校舎 】

2F



西校舎		1階
室番号	室名	面積
1	会議室	112.59
2	会議室	
3	会議室	
4	会議室	
5	会議室	
計		112.59

1F



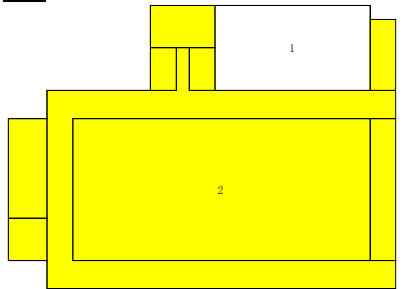
西校舎		2階
室名	面積	
光華もの忘れ・フレイルクリニック	87.48	
計	87.48	

西校舎 合計 200.07㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0㎡
既存学部 専用	0㎡
全学部 共用	200.07㎡

(11) 清風館 平面図

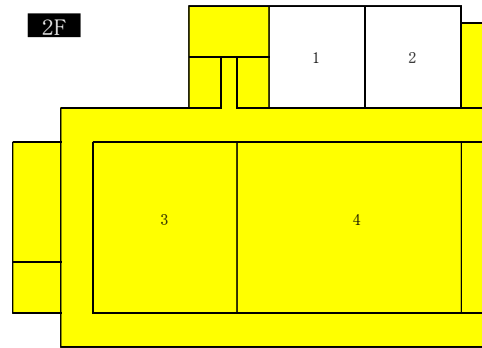
【 清 風 館 】

3F



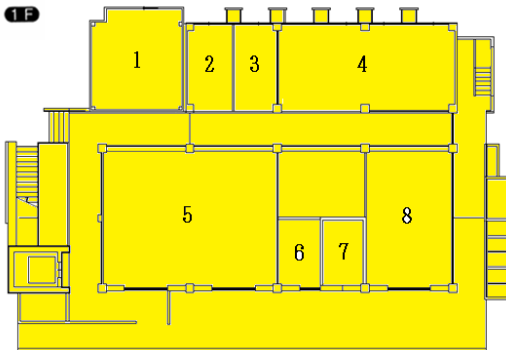
清風館		3階
室番号	室名	面積
1	専攻科教室	56.60
2	大講義室	180.20
	その他	67.12
	計	303.92

2F



清風館		2階
室番号	室名	面積
1	看護学研究科院生自習室2	27.70
2	看護学研究科院生自習室1	28.70
3	小講義室	67.50
4	中講義室	112.60
	その他	67.42
	計	303.92

1F

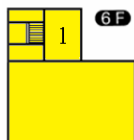


1	ロッカー室	33.40
2	広接室	14.90
3	広接室	13.90
4	会議室	56.60
5	入学・広報センター	90.10
6	倉庫	11.30
7	倉庫	11.10
8	会議室	45.00
	その他	89.54
	計	365.84

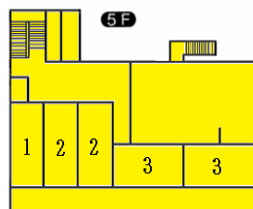
清風館 合計 973.68㎡		
	短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
	全学部 共用	888.38 ㎡
	他学部 専用	85.30 ㎡

(12) 眞心寮 平面図

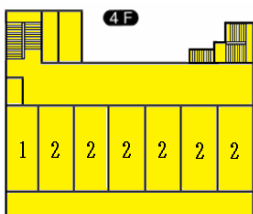
【 眞 心 寮 】



眞心寮		6階
室番号	室名	面積
1	洗濯室	20.00
計		20.00

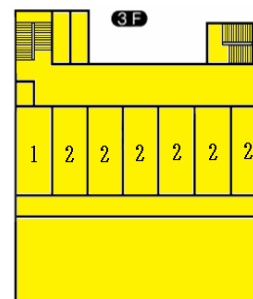


眞心寮		5階
室番号	室名	面積
1	倉庫	21.53
2	居室(2室)	27.00
3	居室(2室)	30.00
その他		101.76
計		237.29

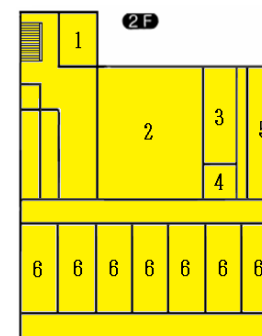


眞心寮		4階
室番号	室名	面積
1	パソコン室	27.00
2	居室(6室)	27.00
その他		93.00
計		282.00

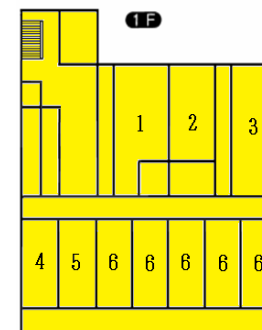
眞心寮 合計 1,870.89㎡		
短期大学部 歯科衛生学科 専用		0 ㎡
全学部 共用		1,870.89 ㎡
他学部 専用		0 ㎡



眞心寮		3階
室番号	室名	面積
1	自習室	27.00
2	居室(6室)	27.00
その他		93.00
計		282.00



眞心寮		2階
室番号	室名	面積
1	休養室	20.00
2	食堂兼集会所	97.00
3	厨房	25.00
4	湯沸室	7.00
5	物置	18.00
6	居室(7室)	27.00
その他		169.00
計		525.00

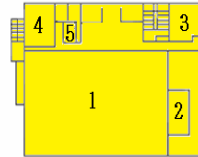


眞心寮		1階
室番号	室名	面積
1	脱衣室	36.00
2	浴室	39.60
3	機械室	32.00
4	面談室	27.00
5	寮指導員室	27.00
6	居室(5室)	27.00
その他		228.00
計		524.60

(13) 徳風館 平面図

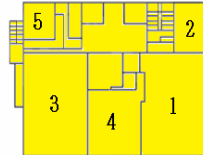
【 徳風館 】

6F



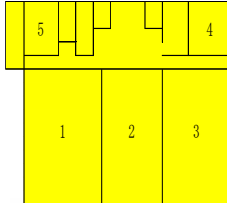
徳風館		6階
室番号	室名	面積
1	小講堂	313.60
2	映写室	24.05
3	収納庫	29.12
4	応接室	22.69
5	湯沸室	2.88
	その他	195.66
	計	588.00

5F



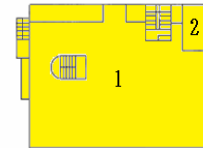
徳風館		5階
室番号	室名	面積
1	第4情報処理実習室	126.00
2	第5情報処理実習室	39.20
3	第2情報処理実習室	126.00
4	第3情報処理実習室	129.16
5	情報処理準備室	22.70
	その他	144.94
	計	588.00

4F



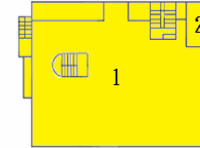
徳風館		4階
室番号	室名	面積
1	情報システム部	126.00
2	教職保育職支援センター	140.00
3	第1情報処理実習室	127.71
4	多目的ルーム	28.28
5	会議室	20.97
	その他	143.04
	計	588.00

3F



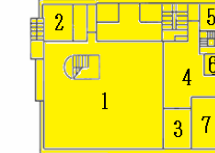
徳風館		3階
室番号	室名	面積
1	閲覧室	466.98
2	グループ閲覧室	25.20
	その他	95.82
	計	588.00

2F



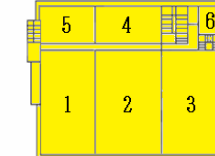
徳風館		2階
室番号	室名	面積
1	閲覧室	466.98
2	グループ閲覧室	25.20
	その他	95.82
	計	588.00

1F



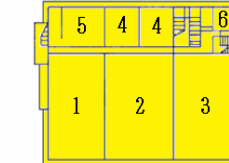
徳風館		1階
室番号	室名	面積
1	閲覧室	281.61
2	AVルーム	28.25
3	館長室	25.05
4	事務室	65.57
5	応接室	14.76
6	湯沸室	4.50
7	会議室	30.88
	その他	141.97
	計	592.59

B1F



徳風館		B1階
室番号	室名	面積
1	書庫	126.00
2	書庫	140.00
3	書庫	126.00
4	製本、整理室	38.77
5	書庫	46.80
6	倉庫	14.76
	その他	107.77
	計	600.10

B2F



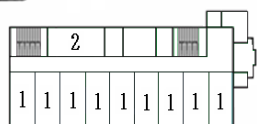
徳風館		B2階
室番号	室名	面積
1	機械室	126.00
2	書庫	140.00
3	書庫	126.00
4	倉庫(2室)	26.00
5	電気室	46.80
6	EV機械室	8.28
	その他	101.02
	計	600.10

徳風館 合計 4,732.79㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	4,732.79 ㎡
他学部 専用	0 ㎡

(14) 賢風館 平面図

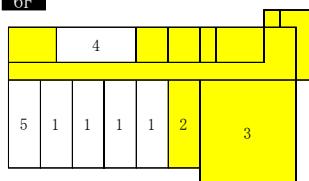
【 賢 風 館 】

7F



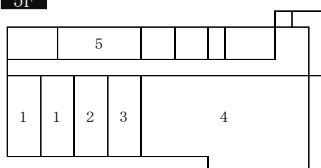
賢風館			7階
室番号	室名		面積
1	個人研究室(9室)		19.03
2	予備室		22.57
	その他		185.77
	計		379.61

6F



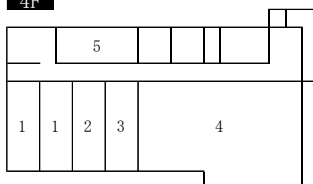
賢風館			6階
室番号	室名		面積
1	個人研究室(4室)		19.03
2	真宗文化研究所事務室		19.03
3	真宗文化研究所		72.20
4	予備室		22.57
5	こども教育相談演習室		19.03
	その他		143.50
	計		352.45

5F



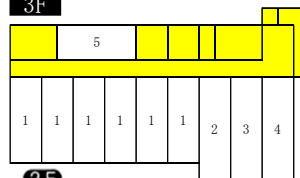
賢風館			5階
室番号	室名		面積
1	個人研究室(2室)		19.03
2	面談室		19.03
3	こども教育学科コモンズ事務室		19.03
4	こども教育学科コモンズ		110.26
5	予備室		22.57
	その他		143.50
	計		352.45

4F



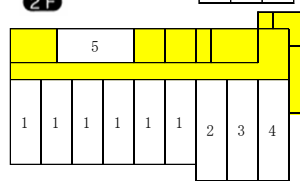
賢風館			4階
室番号	室名		面積
1	個人研究室(2室)		19.03
2	実習室		19.03
3	キャリア形成学科コモンズ事務室		19.03
4	キャリア形成学科コモンズ		110.26
5	コピー室		22.57
	その他		143.50
	計		352.45

3F



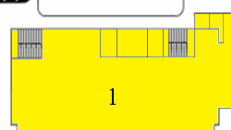
賢風館			3階
室番号	室名		面積
1	個人研究室(6室)		19.03
2	個人研究室(1室)		24.11
3	個人研究室(1室)		24.70
4	個人研究室(1室)		23.39
5	予備室		22.57
	その他		143.50
	計		352.45

2F



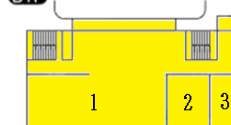
賢風館			2階
室番号	室名		面積
1	個人研究室(6室)		19.03
2	公衆衛生看護学研究室		24.11
3	個人研究室(1室)		24.70
4	個人研究室(1室)		23.39
5	予備室		22.57
	その他		143.50
	計		352.45

1F



賢風館			1階
室番号	室名		面積
1	学習ステーション		383.11
	計		383.11

B1F

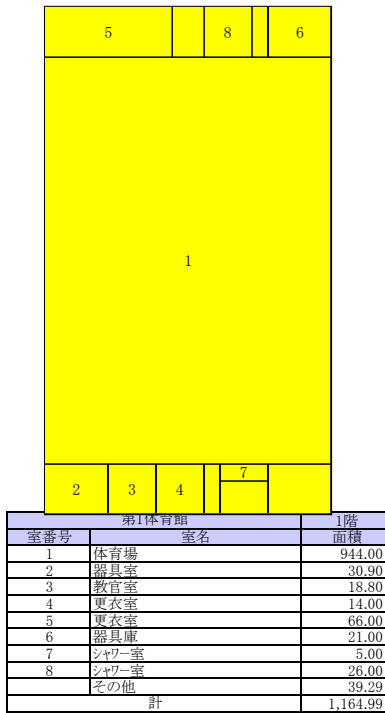


賢風館			B1階
室番号	室名		面積
1	学習ステーション		112.35
2	PCルーム		32.85
3	受水槽・機械室		25.07
	その他		161.28
	計		331.55

賢風館 合計 2,856.52㎡		
短期大学部 歯科衛生学科 専用		0 ㎡
全学部 共用		1,235.59 ㎡
他学部 専用		1,620.93 ㎡

(15) 第1体育館 及び (16) 大原野グランド校舎 平面図

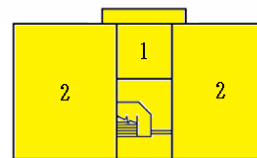
【 第1体育館 】



第1体育館 合計 1,164.99㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	1,164.99 ㎡
他学部 専用	0 ㎡

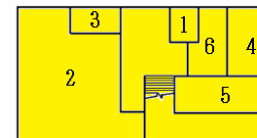
大原野グランド校舎 合計 331.58㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	331.58 ㎡
他学部 専用	0 ㎡

大原野グランド校舎配置図



大原野グランド校舎		2階
室番号	室名	面積
1	職員室	12.96
2	講義室(2室)	66.45
	その他	19.93
	計	165.79

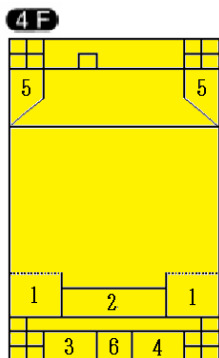
1F



大原野グランド校舎		1階
室番号	室名	面積
1	事務室	3.38
2	ロッカー室	62.72
3	休養室	6.48
4	倉庫	16.77
5	シャワー室	15.00
6	シャワー室	6.00
	その他	55.44
	計	165.79

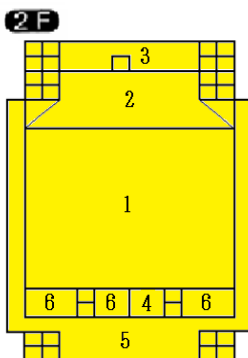
(17) 光風館 平面図

【 光 風 館 】

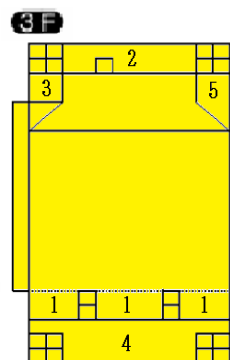


光風館		4階
室番号	室名	面積
1	講堂	48.30
2	映写室(音調・光調)	35.15
3	第1ミーティングルーム	27.10
4	第2ミーティングルーム	27.85
5	物置	48.53
6	機械室	83.94
	その他	147.92
	計	418.79

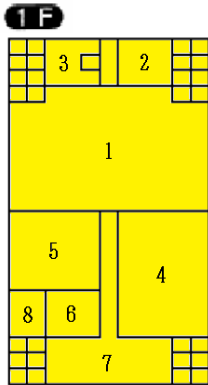
光風館		3階
室番号	室名	面積
1	講堂	143.99
2	応接室兼控室	79.90
3	便所	11.28
4	EVホール	111.78
5	物置	24.26
	その他	118.27
	計	489.48



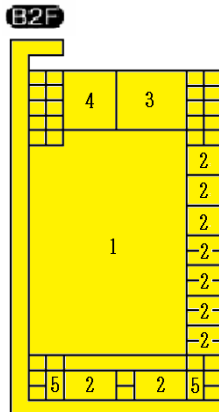
光風館		2階
室番号	室名	面積
1	講堂	646.45
2	演壇	156.69
3	ステージ控室	79.90
4	クローク	13.87
5	EVホール	145.62
6	便所	56.43
	その他	133.29
	計	1,232.25



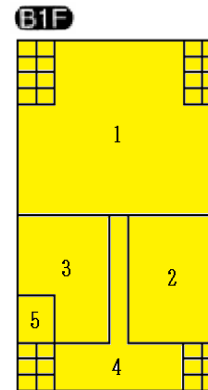
光風館 合計 5,833.70㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	5,833.70 ㎡
他学部 専用	0 ㎡



光風館		1階
室番号	室名	面積
1	図書室(中高)	419.16
2	旧フィルム職員室	35.46
3	進路室	31.33
4	視聴覚室	189.06
5	会議室	124.02
6	放送室(スタジオ)	37.45
7	EVホール	104.99
8	便所	26.50
	その他	196.27
	計	1,164.24



光風館		B2階
室番号	室名	面積
1	自転車置場	660.30
2	クフBOX	190.87
3	機械電気室	55.16
4	受水室	30.99
5	ポンプ室	5.20
	その他	431.09
	計	1,373.61



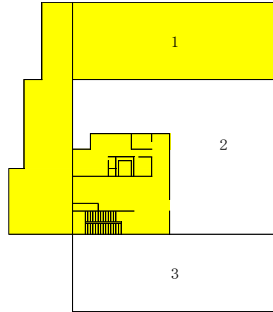
光風館		B1階
室番号	室名	面積
1	食堂	501.48
2	美術室	189.93
3	第1書道室	161.47
4	EVホール	106.78
5	便所	26.50
	その他	169.17
	計	1,155.33

光風館 合計 5,833.70㎡	
短期大学部 歯科衛生学科 専用	0 ㎡
全学部 共用	5,833.70 ㎡
他学部 専用	0 ㎡

(18) 新棟 平面図

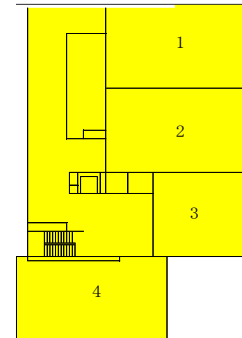
【新棟】

1F



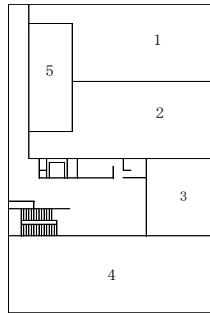
新棟		1F
室番号	室名	面積
1	フィットネス	159.63
2	給食経営管理実習室	235.97
3	実習食堂	164.06
	その他	245.31
計		804.97

2F



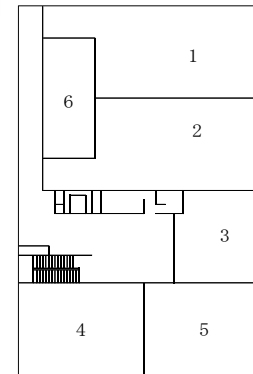
新棟		2F
室番号	室名	面積
1	一般教室1	117.63
2	一般教室2	112.71
3	一般教室3	75.30
4	一般教室4	139.44
	その他	216.55
計		661.63

3F



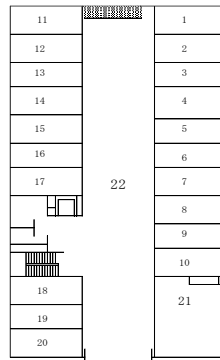
新棟		3F
室番号	室名	面積
1	作業療法実習室1	126.94
2	作業療法実習室2	122.64
3	演習室	53.43
4	ADL室他	165.23
5	準備室	41.15
	その他	168.58
計		677.97

4F



新棟		4F
室番号	室名	面積
1	第1食物実習室	126.71
2	第2食物実習室	122.30
3	更衣室	60.91
4	栄養教育実習室、公衆栄養実習	86.37
5	臨床栄養実習室、応用栄養実習	78.87
6	準備室	41.87
	その他	160.94
計		677.97

5F



新棟		屋階
室番号	室名	面積
1	その他(階段等共用部)	21.55

新棟		5F
室番号	室名	面積
1	個人研究室1	19.99
2	個人研究室2	18.88
3	個人研究室3	19.74
4	個人研究室4	19.74
5	個人研究室5	19.74
6	個人研究室6	19.74
7	個人研究室7	19.74
8	個人研究室8	19.15
9	個人研究室9	20.17
10	個人研究室10	20.17
11	個人研究室11	19.99
12	個人研究室12	18.81
13	個人研究室13	19.74
14	個人研究室14	19.74
15	個人研究室15	19.74
16	個人研究室16	19.74
17	個人研究室17	19.25
18	個人研究室18	19.41
19	個人研究室19	20.37
20	個人研究室20	20.37
21	食物栄養研究室	49.34
22	健康栄養学科コモンズ	190.10
	その他	96.95
計		730.61

新棟 合計 3,574.70㎡		
短期大学部 歯科衛生学科 専用		0 ㎡
全学部 共用		1,088.12 ㎡
他学部 専用		2,486.58 ㎡

総合工程表															建築主 学校法人光華女子学園			構造 鉄筋コンクリート造			階数			技術部			作業所																													
期間：2022年 12月 16日 ～ 2024年 3月 31日															(2023年 1月 25日作成)																																									
作業	12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月										
	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	25	30											
仮設工事																																																								
PH立上躯体																																																								
5階躯体 (R階床)																																																								
4階躯体 (5階床)																																																								
3階躯体 (4階床)																																																								
2階躯体 (3階床)																																																								
1階躯体 (2階床)																																																								
1階床 (GL)																																																								
基礎・地中梁 (ピット)																																																								
深層柱状改良																																																								
外構工事																																																								
主要行事 現場監事事項																																																								
安全管理目標																																																								
作業所OJT																																																								
施工計画書(要領書)作成・承諾 工程																																																								
施工図・製作図作成・承諾 工程																																																								

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	
(1) 本学の沿革	3
(2) 設置の趣旨及び必要性	4
(3) 養成する人材像と学位授与方針（ディプロマポリシー）	7
(4) 組織として研究対象とする中心的な学問分野	8
2. 歯科衛生学科の特色	
(1) 学科の特色	8
(2) 同一敷地内にある併設校園との連携	11
3. 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称	11
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	
(1) 教育課程の編成の考え方	12
(2) 教育課程の構成と区分	12
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	
(1) 教育方法	16
(2) 履修指導方法	18
(3) 卒業要件	20
6. 実習の具体的計画	
(1) 実習の目的	20
(2) 実習先の確保状況	21
(3) 実習先との契約内容	21
(4) 実習水準の確保の方策	21
(5) 実習先との連携体制	22
(6) 実習前の準備状況	22
(7) 事前・事後における指導計画	23
(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	24
(9) 実習施設における指導者の配置計画	24
(10) 成績評価体制及び単位認定方法	24
(11) その他特記事項	24
7. 取得可能な資格	25

8. 入学者選抜の概要	
(1) 入学者受入れの基本方針（アドミッションポリシー）	25
(2) 入学者選抜の実施計画と選抜方法	26
(3) 入学者選抜実施体制	28
9. 教員組織の編制の考え方及び特色	
(1) 教員組織の編成方針	28
(2) 教員の配置職位と人数の変更	29
(3) 専任教員の職位及び年齢	29
(4) 教員組織計画	30
10. 研究の実施についての考え方、体制、取組	30
11. 施設、設備等の整備計画	
(1) 校地、運動場の整備計画	31
(2) 校舎等施設の整備計画	32
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	33
12. 管理運営及び事務組織	34
13. 自己点検・評価	36
14. 情報の公表	37
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	39
16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	41

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本学の沿革

①学校法人光華女子学園の沿革

本学の設置母体である学校法人光華女子学園は、昭和14(1939)年、東本願寺の故大谷智子裏方の「仏教精神に基づく女子教育の場を」との願いのもとに、財団法人光華女子学園が発足したことに始まり、翌昭和15(1940)年に「光華高等女学校」が開設され、学校としての歴史を刻むこととなった。その建学の精神は、経典『仏説観無量寿経』の水想観にある文言「其光如華又似星月懸處虚空」にちなみ、清澄にして光り輝くおおらかな女性を育成するにふさわしい名称として名づけられた校名「光華」と、校訓「真実心」(仏の心=慈悲の心)に込められている。

光華女子学園は昭和14(1939)年の設置認可以来、現在までに女子教育を行う総合学園として、幼稚園から大学・大学院までを有する女子教育の総合学園として発展してきた。昭和15(1940)年の高等女学校の開設後、昭和19(1944)年に光華女子専門学校を開設、昭和22(1947)年と23(1948)年に学制改革により光華中学校、光華高等学校を開設(光華高等女学校より)、昭和25(1950)年に光華女子専門学校を光華女子短期大学(文科、家政科)に移行、昭和26(1951)年に財団法人光華女子学園から学校法人光華女子学園に移行、昭和29(1954)年に光華衣服専門学院を開設するなど創成期の動きとしてあげられる。その後、昭和39(1964)年に光華女子短期大学の文科を移行する形で光華女子大学を開設(日本文学科、英米文学科)し、大学としての第一歩を踏み出すこととなる。学園の発展は大学設置後も続き、昭和40(1965)年に光華幼稚園を、昭和43(1968)年に光華小学校を、平成10(1998)年に光華女子大学大学院(文学研究科日本語日本文学専攻、英語英米文学専攻(修士課程))を開設し、開学後59年目にして学齢に空隙なく人間教育を行う総合学園の体制が整うこととなった。

②京都光華女子大学短期大学部の教育理念

本学は、女性の社会進出の増加に伴う実学志向に対応し、卒業後就職し社会のさまざまな場面で活躍できる知識やスキルを幅広く身につけられるよう教育改革に努めてきた。具体的には、昭和62(1987)年に家政科に生活科学専攻と生活文化専攻を設置、平成5(1993)年に家政科を生活学科に改称、平成7(1995)年に専攻を大幅に見直し、食生活専攻、生活文化専攻、生活デザイン専攻、生活情報専攻を設置、平成9(1997)年に栄養士の資格取得を目指す栄養専攻を設置、平成12(2000)年に短期大学生生活学科の短期大学部生活環境学科への改称などが挙げられる。その後、女性の四年制大学志向の高まりとより高度な専門資格取得の支援に対応すべく、平成14(2002)年に食生活専攻と栄養専攻を大学に移行し、人間健康学科を設置するため、短期大学部の規模は

縮小することとなるが、平成 18（2006）年に生活環境学科を、財団法人短期大学基準協会による地域総合科学科の適合認定を受けたライフデザイン学科へと発展させるとともに、平成 18（2006）年にこども保育学科も増設し、地域で求められる教養や知識と多彩な技術・技能を有する人材や、幼稚園教諭と保育士の養成に努めてきた。なお、こども保育学科については、保育者・教育者としてより高い知識とスキルを身につけるとともに、保幼小連携や小中連携にも対応できる人材の養成を目指し、保育士、幼稚園教諭一種、小学校教諭一種の免許を取得できるこども教育学部こども教育学科として、平成 27（2015）年度から大学に移行したため、短期大学部はライフデザイン学科 1 学科体制となった。

また平成 13（2001）年には、幼稚園と小学校を除く学校名に「京都」を冠し、学生の街「京都」に位置する学校としてのブランド力の向上にも努め今日に至っている。

（2）設置の趣旨及び必要性

① 歯科衛生士に対する現代社会のニーズ

わが国の社会構造及び人口構造の変化に伴い、歯科衛生士の業務は従来の歯科医院における予防処置や診療補助などに加え、在宅での訪問診療や周術期の患者に対する口腔ケアのニーズが高まっており、より高度で多様な知識と技能が歯科衛生士に求められるようになってきた。さらに、今後の社会情勢の変化や医療技術の進歩に対応できるよう、新たな医療情報を積極的に取り入れる自ら学ぶ態度を持ち、地域社会に興味を持って目を向け、自ら健康課題を見つけ出し論理的思考（ロジカルシンキング）によって解決策を導き出そうとする態度や能力、チーム医療における多職種連携のための知識とコミュニケーション能力も求められる。一方で、思いやりの心をもって患者の健康に寄り添う、医療従事者としての基本的な教養と態度を有することもますます重要になっている。

i 口腔機能の専門的知識と技能

超高齢社会のわが国は、2040 年には、1 人の高齢者を 1.5 人の現役世代で支えることになると推計されており、高齢者の健康寿命を伸ばし、要介護となる期間を短くすることが喫緊の課題となっている。高齢者の咀嚼機能や嚥下機能などの口腔機能が低下すると、十分な栄養が取れなくなって低栄養になり、要介護に至るリスクが高まる。そこで適宜、高齢者の咀嚼や嚥下などの口腔機能の低下を舌圧測定などの口腔機能検査でスクリーニングし、機能が低下している場合は適切な歯科治療やリハビリテーションを行うことが望まれる。この場合、歯科衛生士には、咀嚼・嚥下機能についてのより深い知識と口腔機能検査技能及び口腔機能管理と食事の支援が求められる。

ii 基礎疾患等の基本的理解とコミュニケーション能力

歯科衛生士は入院患者や基礎疾患などで寝たきりになった在宅の患者の診療等において、医師、看護師、言語聴覚士や管理栄養士などとチーム医療を行う必要がある。また歯科診療所においても基礎疾患を有する患者への対応や周術期の口腔機能管理を行う場合がある。歯科衛生士は基礎疾患などの疾患についての基本的な理解とともに他職種と連携・協働するためのコミュニケーション能力も必要となる。

周術期に適切な口腔機能管理を行うことは合併症を予防し入院期間の短縮につながる。手術を受けない患者についても、口腔健康管理によって口腔内環境を改善することで、唾液分泌や味覚機能の維持や向上が期待でき、咀嚼・嚥下機能の改善や食欲の向上につながる場合がある。口腔を全身の健康や QOL（生活の質）につなげて考える視点を持つ歯科衛生士が求められる。

iii 歯周病への対応と関連する全身疾患の理解

高齢者の咀嚼・嚥下機能が低下する主な原因のひとつは、歯周病や根面う蝕などによって多数の歯が失われることである。歯科衛生士による歯科予防処置や歯科保健指導をすべての年齢層で行うことは、高齢者で多くの歯を残す観点から重要性が高まっている。一方、糖尿病の患者は歯周病になりやすく、歯周病の治療を行うと糖尿病の病態が改善することから、歯周病と糖尿病との間には双方向的な関連があるといわれている。また歯周病は、心疾患や慢性腎臓病、呼吸器疾患、骨粗鬆症、関節リウマチ、悪性新生物、早産・低体重児出産などと関連する可能性が報告されている。歯科衛生士は、これらの全身的な疾患についても基本的な知識を有する必要がある。

iv 小児の口腔機能発達不全への対応と発育の理解

小児において、食べ物をよく噛まずに丸呑みしたり、早食いをするなど「食べる機能」の発達が不十分な口腔機能発達不全症の小児が見受けられ、歯科の対応が求められている。歯科衛生士は、口腔機能の発達を含めた小児の様々な機能の生後発達について理解している必要がある。

②地域における歯科衛生士養成機関の現状

上記のようなわが国の現代社会のさまざまなニーズに応えるためには、コミュニケーション教育などの医療に必要な教養教育を実施し、歯科衛生学科以外の医療系学部を有してチーム医療教育が可能な大学あるいは短期大学での教育が望ましい。しかし、近畿地区には、歯科衛生学科を有する大学は4校（内1校は令和5年4月開設予定）、短期大学は2校のみである。特に本学科が開設予定の京都府には、歯科衛生士を養成する大学や短期大学は1校も無い。また、歯科衛生士を養成する専門学校も3校ある

のみで、歯科衛生士の養成機関が15校ある大阪（大学3校、短期大学1校、専門学校11校）に比べはるかに少ない。したがって、京都府には歯科衛生士の十分な供給体制が整っていないと考えられる。

③京都光華女子大学短期大学部（以下、本学）に歯科衛生学科を設置する意義

本学では医療従事者として基本的な技能と態度の涵養に適した豊富な基礎分野の科目が開講されている。仏教精神を教育の基本に据える本学の学びは、一人ひとりの健康に寄り添う基本的態度の涵養と親和性が高く、基礎分野での「仏教の人間観Ⅰ・Ⅱ」、「京都光華の学び」、選択必修での「仏教と医療者」などによって、その態度に対する考察を深められるのは本学ならではの。

本学が取り入れている質問づくりの学習手法（Question Formulation Technique、QFT）は、物事に対し「なぜ？」という疑問を持つ課題発見能力を身につけさせるとともに、質問づくりを通して、主体的に学ぶ力やロジカルシンキング能力を養うことを目的としている。また、さまざまな授業でアクティブラーニングが取り入れられており、クラスでのペアワークやグループディスカッション、ICT機器を利用したプレゼンテーション資料の作成を通して、コミュニケーション能力の向上が図られている。この様に本学には医療系に必要なコミュニケーション能力や自ら学ぶ能力の育成を図るための教育手法が既に取り入れられている。

医療、健康、福祉に関わる学科としては、京都光華女子大学（以下、併設校大学）の健康科学部に、看護学科、心理学科の他、医療福祉学科（言語聴覚専攻、社会福祉専攻）、健康栄養学科（管理栄養士専攻、健康スポーツ栄養専攻）がある。また、光華もの忘れ・フレイルクリニックがキャンパス内にあり、もの忘れ（認知症）予防・フレイル予防の支援と診療の他、地域包括ケアシステムで活躍できる人材の育成の場にも利用されている。このような充実した教育環境のもと、社会が求めるチーム医療を視野に入れ、さまざまな専門職と連携し、協働するための豊富なカリキュラムを構築し、医療、健康、福祉に携わる優れた人材を育成する環境が既に整っており、口腔衛生に係る専門職養成が加わることで、さらに充実したものに発展できる。

この様に本学では、従来の歯科衛生士に求められる能力の育成カリキュラムを充実させるとともに、現代社会のニーズに応える口腔機能とその生後発育、歯周病に関わる高度な専門知識と技能を持ち、さらにチーム医療を担うための基礎疾患等の基本的な理解とコミュニケーション能力や自ら学ぶ能力を有する歯科衛生士を育成するに相応しい大学である。高等教育機関での歯科衛生士の養成が行われていない京都府において、本学が目指す歯科衛生士を育成することは、京都府を中心とした地域における歯科衛生士の質を高め、供給状況も改善することに大きく貢献できると考えている。

(3) 養成する人材像と学位授与方針（ディプロマポリシー）

上記の通り、わが国の社会構造及び人口構造の変化に伴い、従来の歯科衛生士の業務に加えて、より高度で多様な知識と技能、そして思いやりの心をもって患者の健康に寄り添う教養と態度を有することが重要となっている。そこで、本歯科衛生学科が養成する人材像は、建学の精神「仏教精神に基づく女子教育」のもと、他者を配慮し思いやる心を持ち、幅広い年代の人々の歯と口の健康と向き合い、医療・保健・福祉等の多職種と連携・協働して地域住民の健康の維持・増進を支援できる歯科衛生士とする。このような人材を養成するために、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）」を次の通りに定めた。

- ① 仏教精神による思いやりの心を持ち、一人ひとりの口腔の健康に寄り添う教養と態度を持つ。
- ② 少子高齢社会の進展に伴う多様な歯科・口腔保健のニーズを理解し、乳幼児や高齢者まで、基本的な歯科・口腔保健の対応ができる。
- ③ 医療・保健・福祉等の多職種とのチーム医療や保健福祉活動に必要な知識とコミュニケーション能力を持ち、連携・協働ができる。
- ④ 地域社会が抱える健康課題に対し、歯科衛生士としての職業倫理観と責任感をもって口腔衛生の観点から課題解決に向けて取り組むことができる。

本学科における、建学の精神、教育理念と、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの3つのポリシーの関係性は、一貫したものとなっており本学科が養成する人材像を明確にしている。（資料1）（資料2）（資料3）

教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を次の通りに定めた。

[建学の精神教育]

- ・現代社会に生きる女性として思いやりの精神をもって、社会とかかわりを持ちつづける価値観や態度を身につけるために、「仏教の人間観」及び「京都光華の学び」を置く。

[基礎分野]

- ・一人ひとりの健康に寄り添い、他者を理解し適切なコミュニケーションを身につけるための必修科目を置く。
- ・人間や社会についての理解を深めるため、情報分析の基礎や多様な背景を持つ人々への理解と社会貢献、科学的思考等に関する科目を置く。

[専門基礎分野]

- ・人体、歯、口腔の構造と機能を学ぶための科目群を置く。
- ・全ライフステージにおけるう蝕や歯周病などの病態や病因、予防法や治療薬の基礎を学ぶための科目を置く。
- ・咀嚼や嚥下などの正常な口腔機能と病態の理解に必要な基礎的事項を学ぶための科目を

置く。

[専門分野（関連科目・卒業研究含む）]

- ・ 歯科衛生士の業務を修得するための実習科目を置く。
- ・ 乳幼児期から高齢期及び障がい者のう蝕や歯周病の特徴と治療法を学ぶための科目を置く。
- ・ 口腔機能の病態と検査法及び治療法、周術期や在宅での口腔機能管理の知識と技能を学ぶための科目を置く。

[選択必修]

- ・ 多職種連携やチーム医療、地域社会における集団歯科指導等多様な実習科目を置く。
- ・ ICT リテラシーの向上と習得への第一歩として、パソコン等の情報端末の管理、学内ネットワークの利用、レポート作成のポイント、各種分析方法の基礎、プレゼンテーションのポイントなどを実践的に学ぶ科目を置く。

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）を次の通り定めた。

[知識・技能]

- ・ 高等学校までの学習を通じて、歯科衛生士を志す基盤として必要なコミュニケーション能力と姿勢を備えている。

[思考力・判断力・表現力]

- ・ 建学の精神である「思いやりの心」を持ち、一人ひとりの口腔の健康に寄り添うことができる。
- ・ 歯科衛生士として必要な知識・技術の習得に、熱心に根気よく取り組み、多様な歯科・口腔保健のニーズや課題について関心がある。

[主体性・多様性・協働性]

- ・ 歯科衛生士としての能力を修得し、口腔衛生の観点から課題解決に向けて取り組みたいとの意欲がある。
- ・ 医療・保健・福祉等の多職種と連携・協働するチーム医療や保健福祉活動に関心がある。

（４）組織として研究対象とする中心的な学問分野

本学科の設置の趣旨、養成する人材像と教育目標を踏まえ、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「歯科衛生学」とする。

2. 歯科衛生学科の特色

（１）学科の特色

本学では、建学の精神のもと、思いやりの心、寄り添う心、他者への配慮、共に支え合う心を持つ女性の育成を目指しており、このような姿勢や態度は、患者に接する際の基本

となる。併設する大学も同様である。大学には健康を多角的に探究する健康科学部に看護学科、心理学科、医療福祉学科（言語聴覚専攻、社会福祉専攻）、健康栄養学科（管理栄養士専攻、健康スポーツ栄養専攻）といった多様な学科を有しており、少子高齢化が進む日本社会の医療で極めて重要な多職種連携を教育しやすい環境にある。短期大学部に歯科衛生学科が加わることで、口腔の健康が適切な栄養摂取につながることで、会話や食事の楽しみが QOL の向上に貢献することなどに関わる教育が充実し、医療・福祉分野の多職種連携の教育が、より多様かつ高いレベルで行えることが期待される。

今回、設置を計画している歯科衛生学科は、京都光華女子大学短期大学部及び京都光華女子大学の上記の特徴を生かし、他者を配慮し思いやる心を持ち、幅広い年代の人々の歯と口の健康と向き合い、医療・保健・福祉等の多職種と連携・協働して地域住民の健康の維持・増進を支援できる歯科衛生士の養成を目的として、前述4つのディプロマポリシーを満たすために以下のとおりの教育科目を設定した。

- ① 仏教精神による思いやりの心を持ち、一人ひとりの口腔の健康に寄り添う教養と態度を持つ。

「基礎分野」の「仏教の人間観」、「京都光華の学び」で、一人ひとりの健康に寄り添う基本的態度を学ぶ。また、「プレゼンテーション」、「カウンセリング理論」、「臨床心理学」で、他者を理解し適切なコミュニケーションが取れる能力を涵養する。さらに「専門基礎分野」及び「専門分野」の各科目について、本学の専任教員を中心に患者さんの立場に立った患者中心の医療の観点から教育を行う。特に「歯科予防処置演習」での相互実習を通して、患者の歯科に対する恐怖や不安、不快感を実際に体験し、寄り添う気持ちや思いやりの心を育てる。さらに「歯科診療補助論」及び「歯科診療補助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、歯科医療で用いられる歯科材料の種類や使用方法、様々なライフステージや特別な配慮が必要とする方に対応するための歯科診療補助に関する専門的な知識及び態度を修得する。

- ② 少子高齢社会の進展に伴う多様な歯科・口腔保健のニーズを理解し、乳幼児や高齢者まで、基本的な歯科・口腔保健の対応ができる。

乳幼児期から高齢期までの各時期に応じたう蝕や歯周病などの歯科疾患の特性を理解し、対応するために、「専門基礎分野」の「病理学・口腔病理学」、「微生物学・免疫学」、「薬理学」、「歯科薬理学」、「口腔衛生学」で、う蝕や歯周病の病態や病因、予防法や治療薬の基礎を学ぶ。「専門分野」では、「臨床歯科Ⅰ（歯科保存・歯内療法）」、「臨床歯科Ⅱ（歯科材料学）」、「臨床歯科Ⅲ（歯科補綴）」、「臨床歯科Ⅴ（歯周病）」、「臨床歯科Ⅶ（小児歯科）」、「臨床歯科Ⅷ（高齢者）」、「臨床歯科Ⅸ（障がい者）」で、乳幼児期から高齢期及び障がい者のう蝕や歯周病の特徴と治療法を学ぶ。さらに、「歯科予防処置論」、「歯科保健指導論」、「歯科診療補助論」の各科目で、全ライフステージにおけるう

蝕や歯周病に関わる歯科衛生士の業務を修得する。更に「歯科保健指導演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、個人の情報を収集しニーズを理解してライフステージに合わせた保健指導を考える能力を養っている。

咀嚼や嚥下などの口腔機能について、子供の機能発達不全や加齢による機能低下を理解し対応するために、「専門基礎分野」の「人体（歯・口腔を除く）の構造と機能」、「歯・口腔の構造と機能」、「疾病の成り立ち及び回復過程の促進」に区分される各科目によって、咀嚼や嚥下などの正常な口腔機能と病態の理解に必要な基礎的事項を学ぶ。また、併設大学の健康科学部健康栄養学科の講師による「栄養学」では、管理栄養士との連携によって嚥下・咀嚼障害の患者に対する食形態の提案の際に必要な知識を学ぶ。さらに、「専門分野」の「臨床歯科医学」に区分される「臨床歯科Ⅲ（歯科補綴）」、「臨床歯科Ⅶ（小児歯科）」、「臨床歯科Ⅷ（高齢者）」、「臨床歯科Ⅸ（障がい者）」、「臨床歯科Ⅺ（口腔機能リハビリテーション）」、で口腔機能の病態と検査法及び治療法を学び、「臨床歯科Ⅹ（地域包括ケア）」での講義や演習を通して周術期や在宅での口腔機能管理の知識と技能を高める。さらに興味がある学生は、併設大学健康科学部医療福祉学科言語聴覚専攻の教員との連携により選択必修として開講する「摂食嚥下障害学」、「摂食嚥下障害学演習」を選択することで摂食嚥下障害の理解と技能を深めることができる。

③医療・保健・福祉等の多職種とのチーム医療や保健福祉活動に必要な知識とコミュニケーション能力を持ち、連携・協働ができる。

ディプロマポリシーの①であげた「基礎分野」の科目によって他職種との連携・協働に必要なコミュニケーション能力を涵養するとともに「専門基礎分野」の各教科で全身と口腔についての医学的な基礎知識を学修する。「専門分野」では、「専門職の連携（基礎）」（選択必修の科目で必修）で多職種連携の基礎を学んだ後、「歯科診療補助演習Ⅲ」で入院患者、在宅、障がい者に対する歯科治療の補助について、基本的な知識と技能を習得する。さらに「臨床歯科Ⅹ（地域包括ケアシステム）」の講義と相互実習によって地域包括ケアシステムに求められる口腔健康管理の理解と技能のレベルを上げるとともに、「臨床実習」の「臨床臨地実習Ⅱ」と「地域歯科保健実習Ⅱ」によって病院や福祉・保健所での多職種連携の現場を体験し、多職種連携に必要な知識と技能を習得する。さらに興味がある学生については、「専門職の連携（応用）」（選択必修）を選択し、演習を通して学修を深める。

また、上記②にあるように併設大学における医療・保健・福祉等の専門職養成を行う学科と連携した科目を開講しており、他の専門職養成に携わる専任教員との接点を持つことで多職種連携への関心と理解を深められる環境を整えている。

④地域社会が抱える健康課題に対し、歯科衛生士としての職業倫理観と責任感をもって口腔衛生の観点から課題解決に向けて取り組むことができる。

「専門分野」の「歯科衛生士概論」「基礎歯科実習」等において、歯科衛生士としての職業倫理観と責任感を学ぶ。「臨床臨地実習Ⅰ・Ⅱ」や「地域歯科保健実習Ⅰ・Ⅱ」等により実践を通して、職業倫理観や責任感を体得するとともに、臨床の現場で体験した障がい者や高齢者に対する健康維持の問題点などの内容をもとに、「卒業研究」において地域社会が抱える健康課題をリストアップする。そのうちの一つを取り上げ、必要な資料の収集や文献検索を行い、歯科衛生過程の観点から解決法を立案する。

以上のカリキュラムを実施するために、歯科医師の教員として、咀嚼・嚥下機能の専門家で口腔生理学教授経験者、多職種とのチーム医療に精通する口腔外科学教授経験者、う蝕・歯周病の病原細菌研究の専門家で小児歯科学准教授経験者を配置した。また、助教以上の歯科衛生士の教員は、それぞれ専門領域が、多職種連携、オーラルフレイル、小児看護（看護師の資格も有す）、訪問看護、食育、咀嚼機能、う蝕・歯周病の病原細菌研究、インプラントメンテナンス、口腔外科診療補助などの多岐にわたる。これらの教育・研究・臨床において豊富な実務経験を有する専任教員が中心となり、併設大学の専任教員の協力を仰いで教育活動を行う。また、専任教員だけでは困難な科目については歯科系大学の教員に非常勤講師として協力を得て十分な教育を実施し、ディプロマポリシーの達成を目指す。

（２）同一敷地内にある併設校園との連携

本学の併設大学には、歯科衛生士と関連する分野の専門家を育成する学科として、健康栄養学科（管理栄養士・栄養士）、医療福祉学科（社会福祉士・精神保健福祉士・言語聴覚士）、心理学科（公認心理士）、こども教育学科（小学校教諭・幼稚園教諭・保育士）、看護学科（看護師・保健師）を設置し、各領域を専門とする教員が在籍し、他職種連携の取組を実施できるほか、施設・設備、専門図書も充実している。

これらの学科の教員は、歯科衛生学科の「栄養学」、「看護学」、「専門職の連携」、「包括的ヘルスケア論」で授業を担当するほか、歯科衛生学の隣接分野の専門家として、歯科衛生学科教員や学生に助言、援助等を行うこととしている。

また、大学・短期大学部の共用施設として「学習ステーション」が設置されており、理数系科目の指導を専門とする職員が常駐しており、自習・グループワーク等の目的に合わせた学習環境を提供している。

さらに、本学園の敷地内には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を併設しており、令和 7 年頃に導入が検討されている国民皆歯科健診を想定した歯科指導を行う事ができるなど、総合学園としてのメリットを活かした教育活動を行うことができる。

3. 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称

本教育課程は設置の趣旨、教育目標及び教育課程を踏まえ、学科名称及び学位名称を以下

の通りとする。

学科の名称は、歯科口腔科学の専門的知識と技能についての教育研究を行うことから、「歯科衛生学科」とする。

(1) 学科の名称

歯科衛生学科 英語名 「Department of Dental Hygiene」

(2) 学位の名称

短期大学士（歯科衛生学） 英語名 「Associate Degree of Dental Hygiene」

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

本学園の校訓は、「真実心」に込められた願いを「光華の心」と表しており、「向上心」、「潤いの心」、「感謝の心」の3つの心を表している。今回設置する歯科衛生学科は、「光華の心」の実践者として、他者を配慮し思いやる心を持ち、幅広い年代の人々の歯と口の健康と向き合い、医療・保健・福祉等の多職種と連携・協働して地域住民の健康の維持・増進を支援できる歯科衛生士を養成する。このため教育課程は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」で構成し、専門分野の体系性に基づいて必修科目と選択科目を分け、順次性をもって学期別に科目を配置している。また、ライフデザイン学科及び併設大学の健康科学部の看護学科、心理学科の他、医療福祉学科（言語聴覚専攻、社会福祉専攻）、健康栄養学科（管理栄養士専攻、健康スポーツ栄養専攻）と連携を図り、多職種とのチーム医療や保健福祉活動に必要な知識とコミュニケーション能力の涵養を行う。

(2) 教育課程の構成と区分

教育課程は、歯科衛生士学校養成所指定規則及び歯科衛生士養成所指導ガイドラインに則り編成している。また本学の建学の精神や養成人材像に基づいた科目を配置している。

カリキュラムポリシーに基づき、基礎分野においては人や社会への理解や科学的思考に関して学ぶ事を目的とした科目より構成され、主に1年次と2年次に開講する。専門基礎分野においては歯科・口腔保健に関する基礎知識と各ライフステージにおける課題を学ぶための科目より構成されている。専門分野では実習における業務・技能の修得に加え地域課題への取組や多職種連携に関して学ぶ科目より構成され、主に2年次と3年次に開講する。

これらを踏まえた教育課程を通して、建学の精神を基礎とし人間と社会に対する理解と職業倫理観と責任感を備えた歯科衛生士を、順次性が考慮されたカリキュラム体系となっている。

①基礎分野

「基礎分野」は、仏教と建学の精神を学び、学科の専門領域を超えて学ぶ探究心を育てる「人間と生活」と、生命科学の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る視点から「科学的思考の基礎」の2区分で編成している。「人間と生活」の「仏教の人間観」、「京都光華の学び」で、一人ひとりの健康に寄り添う歯科衛生士としての基本的態度を学び、「基礎ゼミ」では高校から大学への移行を円滑に行えるよう支援し、スタディスキルを身に付け、学びの効果を高める。また、医療情報を分析する基礎として「データサイエンス入門」、「医療英語」、「プレゼンテーション」等を必修科目とする。医療従事者として患者心理を学ぶために必要となる「カウンセリング理論」と「臨床心理学」は選択必修科目とする。「科学的思考の基盤」として「生命科学の基礎」を設定している。

②専門基礎分野

「専門基礎分野」は基礎医学を学ぶ「人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能」と、口腔顎顔面の基礎医学を学ぶ「歯・口腔の構造と機能」、種々の病態と治療法を理解する「疾病の成り立ち及び回復過程の促進」及び公衆衛生学・行政などを学ぶ「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」から構成される。

i 「人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能」

「解剖学・組織発生学」、「生理学」で医学の基本である人体の器官や組織の形態学的な特徴とそれらの機能と機能が発現するメカニズムを学び、「栄養学」で栄養と健康の関わりを学ぶ。

ii 「歯・口腔の構造と機能」

「人体の構造と機能」を基本として、口腔領域の構造と機能を「口腔解剖学」、「口腔生理学」で学び、生命現象の背景にある化学反応と唾液やデンタルプラークの成分と特徴を「生化学・口腔生化学」を学ぶ。

iii 「疾病の成り立ち及び回復過程の促進」

健常時の「人体の構造と機能」、「歯・口腔の構造と機能」を基盤として、「病理学・口腔病理学」で全身や口腔に発生するさまざまな疾患の原因や病態を学び、「微生物学・免疫学」で感染症の原因となる微生物の種類と特徴及び免疫応答を学び、「薬理学」、「歯科薬理学」で疾病の治療に用いる各種の薬物の薬理作用や副作用などを学ぶ。

iv 「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」

人々の健康を守る、保健・医療・福祉・行政の様々な仕組みについて「口腔衛生

学]、「公衆衛生学]、「保健情報統計学]、「歯科医療と関係法規]を通して学ぶ。

③専門分野

「専門分野」は「歯科衛生士概論]、「臨床歯科医学]と、歯科衛生士の三大業務である「歯科予防処置論]、「歯科保健指導論]、「歯科診療補助論]及び実際の歯科診療現場にて学ぶ「臨床実習]、国家試験対策として「関連科目]、「卒業研究]、「選択必修]（うち5科目が必修）で構成される。

i 歯科衛生士概論

「歯科衛生士概論]として、歯科衛生士の基本となる業務全体の概略を学ぶ。

ii 臨床歯科医学

「臨床歯科医学]は、「臨床歯科Ⅰ（歯科保存・歯内療法]、「臨床歯科Ⅱ（歯科材料学]、「臨床歯科Ⅲ（歯科補綴]、「臨床歯科Ⅳ（口腔外科・インプラント]、「臨床歯科Ⅴ（歯周病]、「臨床歯科Ⅵ（矯正歯科]、「臨床歯科Ⅶ（小児歯科]、「臨床歯科Ⅷ（高齢者]、「臨床歯科Ⅸ（障がい者]及び超高齢社会を意識した「臨床歯科Ⅹ（地域包括ケアシステム]、「臨床歯科Ⅺ（口腔機能リハビリテーション]」を配置し、摂食嚥下障害から言語障害まで様々な口腔の機能障害に幅広く対応できることを目的とした。11科目を通じて、臨床歯科医学の基礎の確立と最新歯科技術の習得・研鑽、医術の向上、ならびに医療人としてチーム医療や他職種連携の基礎的な知識や技能を学ぶ。

iii 歯科予防処置論

「歯科予防処置論]は、1年次前期「歯科予防処置論]において歯科予防処置の基礎知識を学び、1年次後期に「歯科予防処置演習Ⅰ]、2年次前期に「歯科予防処置演習Ⅱ]、2年次後期に「歯科予防処置演習Ⅲ]を学んだ後、臨床実習を経験することで、学修の順次性を考慮し、総合的に学べるように配置した。「口腔衛生学]や「臨床歯科Ⅴ（歯周病]」などの学修内容と関連付けながら、マネキンを使用した基礎実習から、口腔観察や予防的歯石除去及び実践的なう蝕予防処置方法を、理論的な知識を持って、安全に行う技術を身につけることをねらいとしている。

iv 歯科保健指導論

歯科保健指導は、健康教育の概念や行動変容理論を学修し、全ライフステージにおける口腔保健向上を目的とした歯科保健指導、健康教育を実践するための重要な科目である。学習の順次性を考慮し、1年次前期「歯科保健指導論]、1年次後期「歯科保健指導演習Ⅰ]、2年次前期「歯科保健指導演習Ⅱ]、「歯科保健指導演習Ⅲ]を学んだ後、臨地実習を経験することで総合的に学べるように配置した。

v 歯科診療補助論

「歯科診療補助論」は、1年次の（通年）に配置し、学修の順次性を考慮し、1年次（通年）に「歯科診療補助演習Ⅰ」、2年次に「歯科診療補助演習Ⅱ、Ⅲ」を学んだ後、「臨床臨地実習Ⅰ、Ⅱ」を経験することで歯科診療補助に関わる学修が総合的に学べるよう配置している。2年次では、臨床歯科医学の「臨床歯科Ⅰ（歯科保存・歯内療法）」や「歯科放射線・臨床検査学」、「臨床歯科Ⅱ（歯科材料学）」を含み、歯科診療補助に関わる学修内容を包括的に取り込んでいる。さらに基礎的・基本的な知識・技能を着実に獲得しながら、既存の知識・技能と関連付けて学べるよう、臨床歯科医学の各科目と並行して「歯科診療補助演習Ⅰ～Ⅲ」を配置する。特に3年次前期の「臨床歯科Ⅹ（地域包括ケアシステム）」と連動することにより、在宅診療における診療補助のあり方を学び、多角的な視点での授業を行うことを目的としている。

vi 臨床実習

臨床実習は、歯科衛生士業務に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、歯科医療と歯科衛生士とのかかわりについて理解を深め、協調性と実践的な態度を育てることにより、学外実習となる「臨床実習」に繋がることを目的とした体系的な科目の配置を行った。1年次後期に臨床現場での歯科医師・歯科衛生士等の働きについて見学を中心に学ぶ「基礎歯科実習」を初段階に配置した。次に、「臨床臨地実習Ⅰ・Ⅱ」を2年次後期から3年次前期に配置した。「臨床臨地実習Ⅰ」では、歯科医院を基盤にした「歯科診療補助」、「歯科予防処置」において2年次前期までに習得した歯科衛生の知識と技術の統合を目的とした実習を行う。次に、「臨床臨地実習Ⅱ」では、多職種連携やチーム医療、口腔外科領域の疾患を学ぶため、大学附属病院及び病院や特殊診療科において実習を行う。「地域歯科保健実習Ⅰ」は、3年前期に配置し、幼稚園・保育所（園）及び小・中学校等において集団を対象にしたう蝕や歯周病を中心とする疾病予防のための歯科保健指導の実施を行う。「地域歯科保健実習Ⅱ」は、3年次の通年として、社会福祉法人や高齢者福祉施設、地域歯科保健（歯科保健センター等）施設、保健所等において地域社会における人々の健康と生活を支える活動などの多様な実習を実施する。いずれの実習においても、実習前には事前オリエンテーションを実施し、学生に対して実習の重要性や医療人として倫理観を備え、責任ある行動をとることについて理解させる。実習終了後には報告会を開き、実習体験を共有するとともに実習の振り返りを行う。

vii 関連科目

2年次に必修科目として「看護学」を履修し、口腔の専門職である歯科衛生士とし

て、看護の役割と看護活動の実際を理解し、備えておきたい対人援助スキル、チーム医療を学ぶ。また、3年次には、近年需要が増えている「歯科審美学」を必修科目として履修し、審美的な回復による QOL の向上を理解する。同じく3年次に「歯科衛生セミナー」を配置し、これまで学んだ歯科衛生士科目について、具体的事例を通して、歯科衛生士専門職として必要な支援の技術、知識を確認する。また、国家試験の事例問題を主として取り上げて、国家試験受験への意欲を高める。

viii 卒業研究

卒業研究の目的は、歯科衛生業務に関する疑問や課題について主体的に研究し、自己の知識や理論を探索することである。全ての実習の総括として3年次に「卒業研究」を配置した。地域社会が抱える健康課題をリストアップし、そのうちの一つを取り上げ、必要な資料の収集や文献検索を行い、歯科衛生過程の観点から解決法を立案し、研究のプロセス・研究成果のプレゼンテーションを実施する。課題発見・解決能力及びプレゼンテーション能力を涵養する。

ix 選択必修

選択必修では、多職種連携や医科歯科連携の重要性や高まっている急性期や回復期医療について、専任教員による「歯科診療補助論」と「歯科保健指導論」にて歯科衛生士の視点からの授業を学修したうえで、1年次後期の「専門職の連携(基礎)」では、併設大学の健康科学部看護学科や健康栄養学科管理栄養士専攻、医療福祉学科言語聴覚専攻の専任教員の協力を得て、オムニバス方式でチーム医療の基礎を学修する。また、ICTの活用能力向上のための科目として「情報リテラシー」、日本の医療保険制度や医師事務作業補助技能について学ぶ「メディカルクラーク」、「ドクターズクラーク」を開講する。その他、前述の「仏教と医療者」や「摂食嚥下障害学」等、全25科目を履修することができる。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

本学は、併設大学のキャリア形成学部、人間健康学群、健康科学部、こども教育学部及び既設のライフデザイン学科と校舎の一部及び図書館を共用している。

① クラス編成及び授業期間

歯科衛生学科は、講義は1学年70名を対象に、演習及び講義内の実習については、1クラス35人を基準として授業を実施する。授業期間は他学科と同様に、4月から9月を前期、10月から翌年3月を後期とする2学期制とする。前期及び後期の授業期間

の終了後に定期試験を実施する。授業時間は1コマを90分とし、講義は、基本的に1名の教員で行うが、授業科目によっては担当を分担して複数の教員での共同授業やオムニバス形式で行う。授業時間は1時限8:50~10:20、2時限10:30~12:00、3時限12:50~14:20、4時限14:30~16:00、5時限16:10~17:40とする。講義・演習は1単位15~30時間、臨床実習は1単位30~45時間を基準とする。(資料4)

②基礎分野科目

基礎分野科目は、「人間と生活」必修6科目と選択必修3科目、「科学的思考の基盤」必修1科目の2区分で編成している。全てを15回の授業回数に設定し、講師1~2名を配置している。ただし、1年次前期における「基礎ゼミ」では、1学年を17~18人ずつ4つに分けて、専任教員をそれぞれ1名ずつ配置し、各担当クラスの学生の履修指導にあたるとともに、学習や生活に関する相談にも応じる。

③専門基礎分野

「人体(歯・口腔を除く)の構造と機能」、「歯・口腔の構造と機能」、「疾病の成り立ち及び回復過程の促進」、「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」の4つに分け、14科目を配置している。そのうち医療関連領域の学びの基礎として「解剖学・組織発生学」、「病理学・口腔病理学」等の11科目を1年次に、専門性が高い「歯科薬理学」は2年次に、「歯科医療と関係法規」と「保健情報統計学」は専門基礎分野及び専門分野の科目の学修が進んだ3年次に配置している。1年次後期の「口腔生理学」及び「微生物学・免疫学」では、講義に加えて、1学年を35名の2つのクラスに分けて、1年次通年を通じて習得した知識をもとに、ヒトの口腔機能や微生物学の理解を深めるために基礎分野の実習もおこなう。

④専門分野

1年次に「歯科衛生士概論」と、歯科衛生士業務の中心となる「歯科予防処置論」、「歯科保健指導論」、「歯科診療補助論」を配置する。1年次後期から2年次後期では、学修の順次性を重視し、講義科目で習得した専門知識を実践的に深めるため「歯科予防処置演習Ⅰ~Ⅲ」、「歯科保健指導演習Ⅰ~Ⅲ」を学ぶ。学修項目の多い「歯科診療補助演習Ⅰ~Ⅲ」は1年次前期から2年次後期に配置し、「歯科診療補助論」で習得した知識を、その後の演習で知識・技術ともに高めていけるように配置する。演習のための教室は、学内に基礎歯科実習室と臨床歯科実習室を新設する。基礎歯科実習室では、マネキン実習機を40台設置し、常時一人に一台のマネキンを用いたトレーニングが可能となる。臨床歯科実習室では、歯科用ユニットを13台設置し、1学年を2クラスに分けた35名が3名ずつ1チームとなり、一斉に実習を行うことができる。

「臨床実習」は、全専任教員が担当し、「基礎歯科実習」(2単位)を初段階として、

2 年次後期～3 年次前期に「臨床臨地実習Ⅰ」（12 単位）、「臨床臨地実習Ⅱ」（4 単位）を配置した。3 年次前期では、「地域歯科保健実習Ⅰ」（1 単位）を、3 年次通年で「地域歯科保健実習Ⅱ」（1 単位）を学修し、3 年次に「卒業研究」において全ての実習の総括とする。

「臨床歯科医学」は、2 年次を中心に臨床歯科Ⅰ～Ⅺの 11 科目の配置をしている。その他、3 年次の「卒業研究」では、学修の総まとめを目的としており、3 年次（通年）の「歯科衛生セミナー」は、専任教員全員が担当し、これまで学んだ歯科衛生士科目について、具体的事例を通して、歯科衛生士専門職として必要な支援の技術、知識を確認する。また、国家試験の事例問題を主として取り上げて、国家試験受験への意欲を高める。

⑤ 選択必修

本学の強みである他学科との医療連携を学ぶ「専門職の連携（基礎）」は 1 年次の後期に必修科目として配置し、併設大学の看護学科や健康栄養学科管理栄養士専攻、医療福祉学科言語聴覚専攻の専任教員の協力を得て、各学科の 3・4 年生の話を聴くことで、これからどのような学生生活を送り、卒業後どのように専門職者として活躍していくのかをイメージし、また、各学科で養成する専門職の仕事の内容・専門性を理解すること、さらに、他学科の専門職についても学習することで、連携することの意義や必要なコミュニケーション能力などについて学ぶ。それ以外の科目においても、併設するライフデザイン学科や併設大学からの授業科目内容を履修することができる。

（2）履修指導方法

① 履修ガイダンスの実施

履修指導については、教育課程の性質上、再履修が困難な状況に陥りやすいことを鑑み、入学時及び毎年度初めに 1 週間程度の時間をかけ、詳細かつ丁寧にオリエンテーションを実施する。

具体的には、Wi-Fi ガイダンス（学内 Wi-Fi 接続、メールアドレス等の設定）、履修登録説明会（学修ポータルサイト使用方法（シラバス検索方法・活用方法含む）、履修のてびき（学年暦・履修要項等）の説明、履修登録の実施）、専門教育ガイダンス（時間割、専門教育科目の履修要件や注意事項等の説明）、クラスミーティングと段階的に履修指導及び大学での学習準備を行う。なお、1 年次前期に開講する、歯科衛生学科専任教員（兼 1 年生各クラスアドバイザー）が担当する「基礎ゼミ」においても、歯科衛生学科が養成する人物像に対応する履修モデルの提示等を行い、3 年間の教育課程の理解を促す。（資料 5）

②-1 CAP 制度

本学では無理なく効果的に学習を行うことを目的に、各授業科目に対する学生の学

習時間の確保を考慮し、履修上限単位（CAP 制）を設けている。歯科衛生学科の履修科目の登録単位数の上限は1年間につき48単位とする。

③-2 GPA 制度

成績評価において、GPA 制度を導入することにより、学生の学習に対する意識改善及び履修指導に活用しており、学生への通知は、成績通知書に学期 GPA 及び通算 GPA を表示、また学修ポータルサイトにも同様の内容を表示することにより行っている。

本学においては「京都光華女子大学短期大学部学則第13条」に基づき、試験等を実施の上成績評価を行う。成績評価基準等については、「履修のてびき－履修規程」にも記載しており、全学生に配布、また学修ポータルサイトにも掲載し、周知を行っている。

具体的な成績評価基準は、下記のとおりである。

合否	成績評価	成績評価基準	成績内容	GP
合格	秀	90点以上	特に優れた成績	4.0
	優	80点以上90点未満	優れた成績	3.0
	良	70点以上80点未満	妥当と認められる成績	2.0
	可	60点以上70点未満	合格と認められる最低限の成績	1.0
不合格	不可	60点未満	合格と認められる最低限の成績に達していない	0.0
		欠	試験欠席	
その他		認	単位認定科目	GPA 対象外

なお、既設のライフデザイン学科同様に、学習意欲の向上を目的とし、学期 GPA が「3.3 以上」の場合、学生は翌学期に開講される科目の中から、4単位の範囲内で履修単位の上限単位数を緩和することができる。

④シラバス

本学では次の項目を含んだシラバスを作成しており、学修ポータルサイト及び基幹サイト（大学ホームページ）より個々の学生が閲覧・利用することができる。

なお、各初回授業にてシラバスを配布し、授業計画や成績評価方法、受講上の注意等の説明を各担当教員より行うことを周知・徹底している。

- ・授業コード、科目コード、科目名、授業名、開講年度/学期、単位、配当年次
- ・代表教員、担当教員（全員）、実務家教員

- ・授業テーマ、授業の概要、到達目標 1～3
- ・授業計画：担当形態、授業計画及び授業内容
 - 授業方法及び学生への課題・小テスト等のフィードバック
 - 授業時間外学修（予習・復習等）について
- ・定期試験等の実施について：実施方法、試験時間、持ち込み物
- ・成績評価：成績評価方法、成績評価基準、履修上の留意点、オフィスアワー
- ・授業での使用機器・ソフトウェア
- ・教科書・参考書（電子教科書含む）

（3）卒業要件

歯科衛生学科では修業年限を 3 年とし、卒業に必要な修得単位数を 106 単位とする。科目区分の履修要件は、次のとおりである。

- ・基礎分野：必修 11 単位（内、選択必修 2 単位）
- ・専門基礎分野：必修 25 単位
- ・専門分野：必修 63 単位
- ・選択必修：7 単位（内、必修 3 単位）

歯科衛生士国家試験受験資格の取得については、卒業要件の中で満たしている。

なお、歯科衛生士国家試験対策については、専任教員全員の指導体制で対応する。

6.実習の具体的計画

（1）実習の目的

本学のディプロマポリシーを踏まえ、学内で習得した基礎分野、専門基礎分野における知識、技術、態度を臨床現場実習の場で応用し、実践力や応用力を習得する。また、本学での学びを通して体感した仏教精神、すなわち他者への配慮、思いやりの心の大切さを基盤とし、医療現場においてより具体的に医療従事者としての人間性や相手に対する思いやり、寄り添い、コミュニケーション力、また医療における倫理観を習得する。

一般歯科診療所においては、歯科診療補助や歯科衛生士の役割と業務について体験し、歯科チーム医療についての知識と実践を理解するとともに、他の歯科医療従事者や患者とのコミュニケーション能力を養い、病院では、各専門領域における当該診療科の機能や専門性を学ぶとともに、高度先進歯科医療現場における歯科衛生士の立場や役割、多職種との協働や連携について学ぶ。また、総合病院の歯科および口腔外科における当該診療科の機能、診療や症例の特性と歯科衛生士の役割、病院医療に従事する医療専門職の役割と多職種間の協働を理解する。「地域歯科保健実習」では、地域の中で多職種連携の必要性や歯科衛生士の役割を理解し、医療従事者としての自覚と基本姿勢を身につける。

(2) 実習先の確保状況

「基礎歯科実習」、「臨床臨地実習Ⅰ」、「臨床臨地実習Ⅱ」を行うため、歯科診療所 113 か所、歯科のある総合病院 12 か所を実習先として確保した。各施設の受け入れ人数は 1 か所 2 人以上であるため、学生全員の受け入れが可能な件数である。また、学生の実習先の利便性を考慮し、本学の所在地である京都府を中心として、近隣の大阪府、滋賀県にも実習先を確保した。実習期間には地域における歯科診療所と総合病院に実習に行くため、地域における歯科診療所の役割、総合病院における歯科の役割が理解できる。

実習先の選定としては、「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」の「第八 実習施設に関する事項」、「(1) 臨床実習施設における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも 1 人は免許を受けた後 4 年以上業務に従事し、十分な指導能力を有するものであること。」に準じ、実習先の依頼時には担当者が直接訪問し、実習に対する理解度や歯科医院、病院の規模、スタッフの経験年数などを確認し、学生受け入れの環境もチェックし受け依頼を行った。

「地域歯科保健実習Ⅰ」、「地域歯科保健実習Ⅱ」では、実習先として本学併設の幼稚園、小学校、中学校、高校及び他園での実習を行う。また、高齢者・障がい者施設 11 か所、保健所・保健センター 2 か所を確保し、学生全員が実習できる。(資料 6) (資料 7) (資料 8)

(3) 実習先との契約内容

実習開始時には、「個人情報保護」、「医療安全」等各歯科診療所や病院の規定に従うことなどの契約書を取り交わす。また、実習生に対しては、「個人情報保護」、「医療安全」、「災害時の対応」などを本学の「臨床臨地実習要項」により周知させ、実習先にも十分に説明し本学と連携を取れるよう、また安全に実習できるように配慮する。

(4) 実習水準の確保の方策

臨床臨地実習水準を確保するための方策については、学科長を委員長とし、実習担当教員で構成する「臨床臨地実習指導者会議」を設置し、実習状況、実習内容などを教員間で情報を共有し、実習計画や巡回計画などの見直しを行い実習の質の確保に努める。

各実習施設の実習指導者と本学教員とは、実習前に本学の「臨床臨地実習要項」及び各施設の実習要項などを用いて綿密に打合せを行う。また実習期間は実習担当教員が実習施設を巡回し、実習内容の確認や調整を行い、実習が円滑に行われるように配慮する。実習期間終了後には意見交換及び情報共有を目的として「臨床臨地実習指導者会議」を行い、次年度における実習内容や実習計画の見直しや調整を行い、より円滑な実習に努める。具体的方策を示す。

① 「臨床臨地実習要項」の作成

実習要項に実習目的、実習目標、実習内容、実習の心得、個人情報の保護、医療安全、

感染予防、災害時の対策などを具体的に明記し、学生に事前配布しオリエンテーション時に十分に説明を行う。また、事前学習項目などを記載して学生が実習期間に知識及び技術、接遇において実習目的が達成できるようにする。また、成績評価においても評価方法や評価基準を事前説明し、成績評価・単位認定を行う。

各実習施設にも「臨床臨地実習要項」を事前配布し、これらの情報を共有する。

②「臨床臨地実習員会」の設置

学科内に「臨床臨地実習員会」を設置し、学科長を委員長、実習担当教員を委員とし、各委員が実習に関するすべての事項を管掌し、実習が円滑かつ安全に行われるように徹底する。

③「臨床臨地実習指導者会議」の実施

事前には各教員が各実習施設と詳細に打合せを行い、実習期間には実習担当者が巡回に行き実習の質を確保する。実習後には「臨床臨地実習指導者会議」を開催し、各実習施設の実習指導者と本学の実習担当教員が出席する。会議では意見交換を行い実習状況、実習目標の達成、成績評価にばらつきがないように調整する。

(5) 実習先との連携体制

実習前には各実習施設と実習担当教員とが綿密に協議・打合せを行い、安全にスムーズに実習ができるように連携体制をとる。

実習期間には各実習施設に実習担当教員が赴き、実習指導者と実習内容・教育方法・評価方法等について意見交換し次年度に向けて調整を行う。

実習終了後には「臨床臨地実習指導者会議」を行い、当該年度の実習報告を行い、実習成果・指導内容・指導方法など指導上の問題や課題について点検し、各実習施設間の連携体制も整える。(資料9)(資料10)

(6) 実習前の準備状況

実習前の準備として以下の項目を示す。

①感染予防対策

ワクチン接種に関しては入学時に「医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版」(一般社団法人 日本環境感染学会 ワクチン委員会)に基づきB型肝炎、風疹、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎についての抗体値の低い学生に対してはワクチン接種を行うように指導する。インフルエンザワクチンについても接種するように推奨する。

実習における感染予防対策としては標準予防策の考え方に基づき、手指衛生の徹底、個人防具用具(マスク、ゴーグル又はフェイスシールド、グローブ、エプロン)の着用、環境に整備、滅菌・消毒方法について学内での授業及び演習・実習時から指導し

徹底させる。

②傷害保険への加入

学内実習及び臨床臨地実習時の不慮の事故（針刺し事故などを含む）や患者への賠償、物品の破損などに備え保障制度のある傷害保険に加入させる。

③医療事故・災害時の管理

医療事故が起こった場合には緊急時の連絡方法にて実習先と実習担当教員とが連携を取り、マニュアルに基づき速やかに対処する。後日当該学生と実習担当教員は「事故報告書」を作成し大学に報告する。

災害時には災害状況によっては実習を中断する。避難方法等については災害時のマニュアルに則して対応する。

④個人情報保護について

実習中に知り得た情報を他に漏らしてはいけない守秘義務について、また SNS の使い方などについては授業・実習時に説明し、医療人としての行動ができるように指導する。

(7) 事前・事後における指導計画

①事前指導計画

臨床臨地実習の開始される 2 年生の後期までの 1 年生の前期、後期、2 年生の前期には、「歯科診療補助演習 I」、「歯科診療補助演習 II」、「歯科予防処置演習 I」、「歯科予防処置演習 II」、「歯科保健指導演習 I」、「歯科保健指導演習 II」の科目等において、基礎歯科実習室、臨床歯科実習室での実習を行い知識・技術・接遇について習得する。

臨床臨地実習開始前には実習担当者によるオリエンテーションを行う。実習の目的、実習内容、実習の目標、実習方法等を周知・徹底する。また同時に事前課題を伝えスムーズに実習できるようにする。

②事後指導計画

実習期間中は実習内容を記載する「実習記録」を作成させ、登校日には実習担当教員に提出させる。実習担当教員は実習内容の確認を行い、出来ていない課題等に関して指導する。

「臨床臨地実習 I」、「臨床臨地実習 II」、「地域歯科保健実習 I」、「地域歯科保健実習 II」の最終日には報告会を行い、学生と実習担当教員が参加し、グループごとに実習体験を報告し、意見交換や情報交換を行う。また学生には「実習記録」を提出させ、個別にフィードバックを行い次の課題や次に向けての目標を指導する。また、各実習施設の実習指導者にも連絡し情報を共有する。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

「基礎歯科実習」、「臨床臨地実習Ⅰ」、「臨床臨地実習Ⅱ」、「地域歯科保健実習Ⅰ」、「地域歯科保健実習Ⅱ」の実習には本学専任教員全員が担当し、各実習先に分担配置する。各担当者は実習先の実習担当者に「実習要項」を配布し、実習目的などを共有し、担当教員と実習先の実習担当者が連携できるように協力を依頼する。実習巡回は、分担した実習先に担当教員もしくは非常勤の歯科衛生士が巡回を行う。巡回時には学生の実習状況を把握し、実習先の指導者と連携して学生の指導を行う。また課題の実施状況についても確認し、学生と実習先の担当者と意見を調整し学生の指導を行う。(資料 11)

(9) 実習施設における指導者の配置計画

各臨床臨地実習先には、実習を指導する能力があると認められた実習指導者の配置を依頼し、学生の臨地における実習の充実を図る。各担当の専任教員は実習目的に応じた実習内容の調整、学生が担当する対象者の選定、実習における助言や評価などを実習指導者に依頼する。実習期間中に実習先から依頼があった場合には、専任教員もしくは非常勤の歯科衛生士が実習先に行き、実習状況を把握し、学生への助言や指導を行う。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

①成績評価体制

「基礎歯科実習」、「臨床臨地実習Ⅰ」、「臨床臨地実習Ⅱ」は各実習先の実習指導者に評価とフィードバックを依頼する。評価の内容は知識、技能、態度に分けて専任教員がルーブリック表を作成し、実習指導者に事前に説明しておく。実習指導者はルーブリック表に基づいて評価を行い、学生にフィードバックを実習期間中に行う。ルーブリック表は実習指導者及び実習にもオリエンテーション時に専任教員から学生に伝える。そのことで学生は評価される内容がわかり、自己評価及び達成度を確認できる。また実習担当者からのフィードバックにより、自分を理解し、成長することができ、次の実習での目標が設定できると考える。「地域歯科保健実習Ⅰ」、「地域歯科保健実習Ⅱ」の評価は実習先の実習指導者と担当教員とで評価を行う。ここでもルーブリック表を作成し、学生の実習目標を具体化できるようにする。(資料 12)

②単位認定方法

単位認定においては、ルーブリック評価において評価を数値化し、「臨床臨地実習成績評価会議」に諮り単位認定を決定する。「臨床臨地実習成績評価会議」では専任教員が委員となる。また必要に応じて非常勤の歯科衛生士に出席を依頼し意見を求めることもある。

(11) その他特記事項

「臨床臨地実習Ⅰ」、「臨床臨地実習Ⅱ」は2年次前期までの履修状況により実習参加

の可否を判断する。実習参加基準・要件は原則として、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」の内、終講となった必修科目を全て履修済みであることを要件とする。この臨床臨地実習参加基準・要件については、入学時に学生に周知徹底を図る。

7. 取得可能な資格

卒業要件の単位を修得すると、卒業時に「短期大学士（歯科衛生学）」の学位が授与される。また、卒業と同時に歯科衛生士国家試験の受験資格を得ることができる。

8. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの基本方針（アドミッションポリシー）

本学科では、建学の精神「仏教精神に基づく女子教育」のもと、他者を配慮し思いやる心を持ち、幅広い年代の人々の歯と口の健康と向き合い、医療・保健・福祉等の多職種と連携・協働して地域住民の健康の維持・増進を支援できる歯科衛生士を育成します。

そのため、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに定める教育を受けるために必要な、次に掲げる基礎的な知識・技能及び関心・意欲を備えた女性を求めています。このような入学者を適正に選抜するために、教科（国語、英語）の試験、作文、面接など多様な選抜方法を実施します。（資料13）

[知識・技能]

- ①高等学校までの学習を通じて、歯科衛生士を志す基盤として必要なコミュニケーション能力と姿勢を備えている。

[思考力・判断力・表現力]

- ①建学の精神である「思いやりの心」を持ち、一人ひとりの口腔の健康に寄り添うことができる。
- ②歯科衛生士として必要な知識・技術の習得に、熱心に根気よく取り組み、多様な歯科・口腔保健のニーズや課題について関心がある。

[主体性・多様性・協働性]

- ①歯科衛生士としての能力を修得し、口腔衛生の観点から課題解決に向けて取り組みたいとの意欲がある。
- ②医療・保健・福祉等の多職種と連携・協働するチーム医療や保健福祉活動に関心がある。

(2) 入学者選抜の実施計画と選抜方法

①一般選抜

入学者選抜の種別、募集人員及び選抜方法は、次の表に示すとおりである。

種 別	募集人員	選抜方法
一般選抜 前期 A 日程	6	学力検査 (1 教科 1 科目) 作文
一般選抜 前期 B 日程		学力検査 (1 教科 1 科目) 作文
一般選抜 前期 C 日程		学力検査 (1 教科 1 科目) 作文
一般選抜 前期 C 日程共通テストプラス		学力検査 (1 教科 1 科目) 共通テスト (1 教科 1 科目) 作文
一般選抜 後期日程		学力検査 (1 教科 1 科目) 作文

一般選抜として、前期 A・B・C 日程及び後期日程の計 4 回を実施する。

選考方法は、「国語」、「英語」から 1 科目選択に加え「作文」を課し選考する。出題範囲は「国語」は国語総合〔古文及び漢文を除く〕、「英語」はコミュニケーション英語 I・II・III、英語表現 I・II である。

一般選抜 前期 C 日程では大学入学共通テストの高得点 1 科目 (200 点換算) を加えて判定を行う共通テストプラス試験を実施。共通テストは全科目を対象とする。

②大学入学共通テスト利用選抜

入学者選抜の種別、募集人員及び選抜方法は、次の表に示すとおりである。

種 別	募集人員	選抜方法
大学入学共通テスト利用選抜 I 期	4	共通テスト (2 教科 2 科目) 作文
大学入学共通テスト利用選抜 II 期		共通テスト (2 教科 2 科目) 作文
大学入学共通テスト利用選抜 III 期		共通テスト (2 教科 2 科目) 作文

大学入学共通テスト利用選抜として、I 期・II 期・III 期の日程で計 3 回を実施する。

選考方法は、国語または外国語 (英語)〔リスニングは除く〕のいずれか高得点 1 科目、及びその他の高得点 1 科目の 2 科目に加え「作文」を課し選考する。但し、国語または外国語 (英語)〔リスニングは除く〕の 2 科目が高得点の場合は、その 2 科目を採用する。

③学校推薦型選抜

入学者選抜の種別、募集人員及び選抜方法は、次の表に示すとおりである。

種 別	募集人員	選抜方法
公募制推薦選抜 前期日程	5	学力検査（1教科1科目） 面接 学習成績の状況加点
公募制推薦選抜 後期日程		学力検査（1科目1科目） 面接 学習成績の状況加点
指定・協定校制推薦選抜	16	書類審査（調査書・志望理由書・課題）、面接
真宗大谷派系高等学校推薦選抜		書類審査（調査書・志望理由書・課題）、面接
内部推薦選抜（併設高校対象）		書類審査（調査書・志望理由書・課題）、面接
スポーツ推薦（陸上競技）選抜		書類審査（調査書・競技成績一覧・課題レポート）、面接

公募制推薦選抜として、前期・後期の日程で計2回実施する。選考方法は、「国語」、「英語」から1科目選択及び面接に加え、学習成績の状況を加点（学習成績の状況を10倍し点数化）し選考する。

出題範囲は「国語」は国語総合〔古文及び漢文を除く〕、「英語」はコミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱである。

指定・協定校制推薦選抜は、本学が指定・協定した学校に学習成績の状況等一定の条件を示し、学校長の推薦を依頼し、書類審査と面接で選考する。

真宗大谷派系高等学校推薦選抜は、真宗大谷派宗門関係校の学校に学習成績の状況等一定の条件を示し、学校長の推薦を依頼し、書類審査と面接で選考する。

内部推薦選抜は、併設校である京都光華高等学校の生徒を対象とした選抜制度であり、学習成績の状況等一定の条件を示し、学校長の推薦を依頼し、書類審査と面接で選考する。

スポーツ推薦（陸上競技）選抜は、本学の強化指定クラブである陸上競技部への入部を前提として、学習成績の状況等一定の条件を示し、監督者、学校長の推薦を依頼し、書類審査と面接で選考する。

④総合型選抜

総合型選抜は、本学の教育理念、教育内容を理解し、本学で学びたいという強い意志を持った者を対象として多面的・総合的な選抜を行う。入学者選抜の種別、募集人員及び選抜方法は、次の表に示すとおりである。

種 別	募集人員	選抜方法
面接方式	30	面接、書類審査（調査書・志望理由書）
自己推薦選抜 基礎学力チャレンジ	6	学力検査（1教科1科目） 小論文 学習成績の状況加点

面接方式においては、面接と書類審査により選考する。自己推薦選抜基礎学力チャレンジにおいては、国語（国語総合〔古文及び漢文を除く〕）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語表現Ⅰ・Ⅱ）から1科目選択の学力試験及び小論文に加え、学習成績の状況を点数化（学習成績の状況の10倍）し加点し選考する。

⑤光華ファミリー選抜

本学園の同窓生（在学生を含む）の4親等以内の親族を対象とした光華ファミリー選抜としてA・B・C日程の3日程実施する。学習成績の状況等一定の条件を示し、書類審査と面接で選考する。募集人員は各若干名とする。

⑥社会人入学試験

社会人入学試験は、23歳以上の高等学校または中等教育学校を卒業した者を対象として、面接により選考する。募集人員は若干名とする。

なお、学生が本学に入学する以前に短期大学または大学において修得した単位を、46単位を超えない範囲で、本学入学後に修得した単位とみなすことができる。

（3）入学者選抜実施体制

入学者選抜は、入学・広報センターを主管部署とし「京都光華女子大学短期大学部入学者選考規程」に則して大学運営会議が決定した入試要項に基づき、公平かつ厳正に実施する。合格者の決定は入試委員会の原案に基づき、短期大学部教授会の審議を経て、透明性、公正性を確保したうえで決定する。入試問題については、学長から依頼を受けた入試問題作成委員が各選抜の問題を作成する。

入学者選抜の評価方法と学力の3要素及びアドミッションポリシーとの関係については（資料14）に示すとおりである。

9. 教員組織の編制の考え方及び特色

（1）教員組織の編成方針

教員組織の編成については、入学定員70名に対し、開設年度の令和6年度は専任教員として11人の就任を予定しており、さらに完成年度の令和8年度に教授1名が就任し、計12人（教授5人、准教授1人、講師3人、助教3人）の体制となる。教授のう

ち3人は歯科医師の資格を有する者であり、それぞれ口腔生理学、口腔外科学、小児歯科学を専門領域とし、専門領域のバランスを考慮しており、3人とも専門領域の研究で博士号を有している。

また、教授1人、准教授1人、講師3人及び助教3人は歯科衛生士（計8人）の資格を有する専任教員で編成し、博士4人、修士4人の学位を有する者を選考し採用している。これは、歯科衛生学科の教育・研究が円滑に実施できるよう、短期大学設置基準で定められた基準数の8人（「保健衛生学関係（看護学関係を除く。）」における入学定員70人・修業年限3年の場合）を満たし、また、歯科衛生士学校養成所指定規則における指定基準7人（2学級の場合）を充足するよう配置する。

専任教員の多くが大学・短大等において歯科衛生学領域の教員として長年にわたり学生教育・研究活動に従事してきた経験を有している。助教の1人は障害者歯科センターの口腔保健業務に携わってきた豊富な実務経験を有している。また、ICTの活用やプレゼンテーションなど情報教育を専門とする教授1名を配置している。この専任教員は既設のライフデザイン学科に在籍している教員であり、新設学科である本学科において、本学での基本的な学び、他学科との連携、学科運営等を円滑に進めるうえで重要な役割を期待している。その他学内実習や臨地実習等の補助要員として実習助手2名を配置する。これらの専任教員の編成により、研究活動・教育運営の実践のみならず、医療人養成に必要な学生への指導を実施する。

（2）教員の配置 職位と人数の変更

歯科衛生学教育課程の中核となる臨床歯科医学分野の科目への教員配置については、口腔生理学、口腔外科、小児歯科学の専門家であり研究実績のある歯科医師専任教員が中心となり担当する。

歯科予防処置分野、歯科保健指導分野、歯科診療補助分野は、歯科衛生士専任教員が中心となり担当する。

臨床・臨地実習は歯科医師専任教員3人及び歯科衛生士専任教員8人の計11人が担当する。多くの実習施設は本学の近隣に所在しており、計画的に巡回指導を行う。基礎分野では、情報学を担当する1人の専任教員を配置する。

また、基礎分野における「仏教の人間観」、「京都光華の学び」、専門基礎分野における「栄養学」、選択必修科目における「包括的ヘルスケア論」、「摂食嚥下障害学演習」、「生涯スポーツ入門」等は、併設大学の健康科学部、キャリア形成学部、こども教育学部の専任教員がそれぞれの専門分野の観点から講義を行う。

（3）専任教員の職位及び年齢

歯科衛生学科の完成年度における専任教員12名の職位及び年齢構成は下表のとおりであり、平均年齢は56.6歳である。

年齢構成表

[単位：名]

年齢	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	計
教授			1	4	5
准教授				1	1
講師	1	1		1	3
助教	1		2		3

専任教員は歯科医師と歯科衛生士を中心とし、相応の研究業績、教育経験、実務経験を有する者を教授、准教授、講師、助教として適切に配置している。また、年齢構成は学校法人光華女子学園教職員定年規程（教授、准教授及び講師は満 65 歳、助教は満 60 歳）及び特別任用教授規程（満 70 歳を限度に雇用することができる）のもと、学科新設による開設時の混乱や将来本学科を担う若手教員の育成の観点から、豊富なキャリアを有する層にやや厚みを持たせた構成としている。（資料 15）

（４）教員組織計画

教員の職位については、新設学科であることを考慮し、豊富な教育経験、業績を有する教授陣を中心に、若手の講師・助教を多く配置し、講師・助教が学年進行に合わせて切磋琢磨し、教授陣の指導のもと、教育経験、業績を積み、上位職位へ昇格できるよう配慮している。

学年進行中に 65 歳の定年規程を超える教員が 4 名いるが、本学園の教職員定年規程第 4 条および有期雇用契約教職員就業規則第 7 条に基づき、適切な運用をはかる。

現職の専任教員が定年退職する際は、年齢構成を勘案し、本学科の教育水準の維持・向上及び教育研究の活性化に支障が出ないよう、採用計画を策定する。具体的には、定年退職等の当該年度もしくは前年度に兼任教員として後任を雇い、十分な引継ぎ期間を設けた上で専任教員として採用する。採用する教員については、同分野の教育研究業績のある 20 代～40 代の若手教員、40 代～50 代の中堅または経験豊富な教員をバランスよく配置し、継続性を担保する。

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学園では、中・長期計画において、経営戦略の 1 つとして「教育研究体制・質の向上」を掲げており、年度計画「大学院・大学・短期大学部運営方針」においても、教育・研究の質・体制の充実について重点項目として掲げている。本学の研究に対する考え方や方針については、学長より全専任教員を対象とする全学教授会において説明を行っている。本学では専任教員に対して、個人研究費を支給し、学術研究活動を支援している（助教 20 万円／年、講師以上 35 万円／年）。

その他の研究支援制度として、専任教員を対象に学内公募型の特別研究費、学長が定めた重点テーマについて研究支援を行う基幹研究支援制度、学会発表補助費制度、学術刊行物出版助成制度を設けている。

また、本学では、競争的資金を獲得・活用し、研究活動をさらに活性化すべく、科研費を申請した専任教員には次年度の個人研究費を2万円増額する科研費申請・獲得奨励費制度を設けている。

これらの研究助成に関する制度については、マニュアル「専任教員の教育・研究支援制度種類と取り扱いについて」を制作し、毎年内容を更新している。制度の種類や申請手続き、様式の記入例やFAQなどをまとめ、年度末に全教員に配信するとともに、新任教員については研修会や個別説明を行い、制度に関する理解と活用の促進を図っている。

研究環境については、講師以上の専任教員に対してそれぞれ個人研究室を貸与し、パソコンとプリンターを設置し、環境の整備を行っている。研究時間の確保、研究専念期間の保証については、基準持ちコマ数を定め、かつ役職者については校務による負担軽減のため持ちコマ数を削減することで研究時間の確保を行っている。

研究活動をサポートする技術職員やURAについては未配置であるが、2020年度より教員のスキルアップ支援として、京都大学にて理事・副学長・研究企画支援室長を歴任し、研究企画戦略・研究支援・競争的研究資金戦略に関する見識を持つ研究支援アドバイザーを雇用し、科研費など外部資金獲得のための申請書類作成についてコンサルティングやアドバイスを行い、科研費の採択率向上のための体制づくりを行っている。

1.1. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は京都市の西の玄関口に位置し、近くには西京極運動公園や桂川がある。駅に近く、京都市内の他の大学、短期大学、文化施設へのアクセスも大変便利であり、教育的な環境としては申し分ない立地条件にあるといえる。

主たる校地は、五条通（国道9号線）を隔て、北校地と南校地に分かれている。本学はこの北校地にあり、大原野校地、花の寺校地、他と併せて50,880.11㎡の校地を擁しており、併設大学、大学院と共用で使用している。

校地内は、教室や研究室用の建物、学生のための福祉厚生施設を有する建物、図書館、体育館などが整然と建てられ、それらの建物は耐震補強やバリアフリー化も進んでいる。

今後の計画としては、2024年度に教室や実験・実習施設、研究室、フィットネス、憩いの広場（テラス）などが入居する複合施設を建設し、更なる施設設備の充実を図っていく。

校地内の憩いの場等については、全体的に植栽も多く緑豊かである。正門からのメイ

ンストリート並木をはじめ、たくさんの鯉が優雅に泳ぐ池を有する和風庭園「築山」や、実習も可能で 100 種類以上の草花を植栽する自然風景式庭園「HIKARU-COURT（屋上庭園）」などの学生憩いの広場があり、学生が授業以外の時間に休息やその他の活動に利用できる空間が整備されている。また、校地内は全面禁煙を実施し、行き届いた清掃によりキャンパス内はとても清潔であり、落ち着いた雰囲気が醸成されているので、学生は豊かな心でキャンパスでの時間を過ごすことが可能となっている。

本学は市街地にキャンパスを構えているため、運動場については、比較的に広大な敷地を確保することが出来る郊外でグラウンドを 2 か所（大原野グラウンド：14,159.73 m²、花の寺グラウンド：14,308.00 m²）有している。主たる校地内にはテニスコートを 2 面、また隣接する南校地（併設学校用地）には 3 面の計 5 面有しており、併設校の教育には支障のないことを前提に活用している。主たる校地にあるテニスコート（2 面）は、テニスコートとしての用途のほか、各種イベントを開催するなど、多目的にも使用できる施設としている。

上記のように、本学では、今回の学科の新設にあたり十分に対応可能な校地と運動場が既に整備されている。

（２）校舎等施設の整備計画

今回の学科（既設学部到新学科を新設）の前提条件として、既存施設（校舎等）の改修等を行い運用するとともに、不足する施設等については 2024 年 1 月に完成する新棟や既存の施設設備を共用して運用していく方針である。

短期大学部歯科衛生学科のメイン校舎は 5 号館（2,087.00 m²）、新棟（3,574.70 m²）を含め、15 棟を活用する計画であり、総面積は 38,182.56 m²（大学、大学院との共用を含む）である。この 15 棟以外にも、体育館、大原野校地のグラウンド校舎等を保有する。その他南校地に、併設する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院と共用する約 1,000 人収容可能な講堂や学生寮を保有している。

教育研究に供する建物には、一般教室として使用する教室として、50 人以下の小規模教室を 18 室（うち、新棟 1 室）、50 人～100 人程度の中規模教室を 23 室（うち、新棟 3 室）、150 人以上の大規模教室を 7 室、計 48 室を確保する予定である。一般教室の 2022 年度稼働率は、曜日・時限により多少の変動はあるものの、全体平均で前期 48.8%、後期 49.4%であり、歯科衛生学科の時間割編成に柔軟に対応可能である。

また、設置予定の短期大学部歯科衛生学科専用施設としては、5 号館内に基礎歯科実習室（マネキン実習机等を設置）、臨床歯科実習室（AV 機器を備えた歯科診療台等を設置）、実験室、その他学科コモンズ、多目的室、更衣室、機械室等も整備予定であり、特に実習室は、1 クラス（35 名）が問題無く使用できる面積を確保した。これらの実習室には各種実習用機器備品や AV 機器を整備し、学生が先端の歯科衛生学を効果的に学習できるよう努めている。

さらに、高度な ICT 教育を実践するための情報処理実習室が全 5 教室あり、アクティブラーニングに対応している実習室もある。Microsoft Office など基本的なソフトウェアのほか、統計解析ソフト（SPSS）やデザイン・映像編集ソフト（AdobeCC）なども全学生が利用できる環境を提供している。その他、学内ほぼ全域に Wi-Fi 環境を整備しており、BYOD により持ち込まれた個人端末で、学内ネットワークに接続が可能であり、また、在学期間中は Microsoft 社の Office を無償提供している。情報処理実習室の 2022 年度稼働率は、曜日・時限により多少の変動はあるものの、全体平均で前期 46.0%、後期 42.0%であり、歯科衛生学科の時間割編成に柔軟に対応可能である。

体育施設としては、体育館があり、2024 年 1 月に竣工する新棟にスタジオ設備とトレーニング設備の機能を持つフィットネス施設も確保する計画である。

専任教員の個人研究室については 6 号館に、講師以上の専任教員 9 人分の個人研究室を確保している。

この他、小講堂、学生自習室、学生控室、更には、課外活動施設、学生福利厚生施設等（食堂等）もあり、今回の学科新設に際し、既に十分な施設・設備が整備されている。

新学科開設以降も教育施設の充実、老朽化の進む施設の改修（内外装改修等）や既存一般教室の視聴覚設備の整備・更新、空調設備の更新、学生の憩いの場となる休息地の拡大等を順次進めていく計画である。

上記のように教室等の施設面は質・量ともに十分整っており、これらの既存施設を活用するとともに今後の施設改修等により、さらなる充実が図れる。以上のことから今回の学科設置による新学科と既存の併設校ともに十分な教育水準を確保しつつ、充実した教育を展開することが可能である。

（3）図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書の整備状況と整備計画の適切性について

図書館は地上 1 階から 3 階の閲覧室と地下 1 階、2 階の書庫で構成、面積は 3078 m² である。開館時間はコロナ後より平日は 9:00～19:00、土曜日は 9:00～14:00 である。閲覧席 312 席で余裕をもって学習できる。グループ学習にはアクティブラーニングスペース、グループ閲覧室を利用することもできる。パソコン 26 台、コピー機、プリンターが設置している。利用者教育については 1 年生には図書館ツアーを実施して、図書の検索方法、データベースの利用の指導している。レファレンスサービスはカウンターや web で学生の質問に対応している。蔵書数は令和 4 年 3 月末で 241,824 冊（うち洋書 32,409 冊）の図書を所蔵している。学術雑誌については和雑誌 4,408 種、洋雑誌 414 種を所蔵している。令和 3 年度の受入タイトル数は購入・寄贈・交換を合わせて和雑誌 718 種、洋雑誌 11 種である。また、看護学科、医療福祉学科の分野の図書・雑誌を所蔵しており、歯科衛生学科にも汎用できる資料が多い。歯科衛生学科開設に伴い学術雑誌約 10 冊、専門書約 900 冊（冊子体）を購入予定である。

②デジタルデータベース・電子ジャーナルについて

契約している電子ジャーナルは提供元和雑誌3社、外国雑誌2社である。そのうち3社は看護学分野である。データベース契約は5社である。2社が看護学分野、2社が新聞である。

電子書籍 Maruzen e-book library を現在 377 冊所蔵している。歯科衛生学科に関連する分野の電子書籍を約 100 冊購入予定である。令和3年7月より、電子書籍では LibrariE も導入した。すべてのデータベース・電子ジャーナルを学外からも利用できる VPN 接続の環境を整えている。機関リポジトリは平成25年から運用を開始し、教員の研究成果を発信している。

JPCORE (オープンアクセスリポジトリ推進協会)、JUSTICE (大学図書館コンソーシアム連合) に加入し、データベース購入、運用についての情報収集やセミナーに参加している。

③他の大学図書館との協力について

他大学との協力状況については、国立情報学研究所の NACSIS-ILL で相互貸借サービスを行っており、文献複写等相殺サービスにも参加している。

本館は私立大学図書館協会の下部組織である京都地区協議会相互協力連絡会に加盟している。また、大学コンソーシアム京都の図書館共同事業の共通閲覧システムにも参加し、他大学と親密な相互協力を行っている。その他に佛教図書館協会、日本図書館協会にも加盟して情報交換を行っている。平成23年に日本看護図書館協会に入会、研修他、重複雑誌交換の事業に参加している。現在、日本看護図書館協会事業局理事である。

令和3年度の相互協力の状況は以下の通りである。

- ・文献複写複写依頼件数 223 件複写受付件数 606 件
- ・図書貸借依頼件数 15 件貸借受付件数 20 件

(資料 16)

1.2. 管理運営及び事務組織

(1) 管理運営

本学では、大学及び短大運営の重要事項については、学長が召集し議長となる大学運営会議で審議する。大学運営会議は、学長、副学長、学部長、事務局長、各部館センター長が出席し、原則週1回開催し、大学運営に関する意思決定を行っている。主たる審議事項は下記のとおりである。

- ①学則・規程及び全学的な運営方針に関する事項
- ②教育及び研究に関する事項
- ③教員の人事に関する事項

- ④教育課程及び授業・試験、FD活動、図書館に関する事項
- ⑤建学の精神・宗教教育及び人権、情報管理に関する事項
- ⑥学生の入学・編入学・退学・休学・復学・除籍・再入学・復籍・卒業・学位授与等に関する事項
- ⑦学生の生活・補導及び賞罰に関する事項である。
- ⑧学生の募集・広報・高大接続及び入学試験制度・入学試験の判定に関する事項
- ⑨学生の就職に関する事項
- ⑩地域連携に関する事項

教員人事、大学及び短大の将来構想、学則をはじめとした各種規程改定等の重要事項については理事会へ上申され、最終決定がなされている。

なお、上記の審議事項について、大学運営会議は専門委員会（教務委員会、学生生活委員会等）に審議を委任することができ、その場合は委任した事項について、専門委員会から報告を受けることとしている。

また、本学では学長及び教授により構成される短期大学部教授会を設置している。短期大学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ①学生の入学、卒業及び課程の修了
- ②学位の授与
- ③前項各号に掲げるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

学長は各種会議の運営並びに日常の大学運営に関して、大学執行部（副学長、学部長）及び事務局と緊密にコミュニケーションを取りマネジメントを行うとともに、校園長会、理事長、理事会へも適宜、大学の現状と課題等について報告し、意見や指示を受け、それらを大学運営に反映しており、法人、大学教学組織、事務局が一体となった大学運営がなされている。

（２）事務組織体制等

本学では大学運営に必要な事務組織に関する規程「学校法人光華女子学園事務組織規程」において、組織と職制及び事務分掌を定めており、これに基づいた人員配置を行っている。（資料 17）

大学運営に関わる主要な会議（大学運営会議、全学教授会、校園長会）や教学・学生生活の運営に係る主要な会議（教務委員会、学生生活委員会）は、教員と事務職員で構成しており、教職協働による運営体制を構築している。

また、業務内容の多様化、専門化に対応するべく、適宜、複数部署員で構成されるワーキンググループやプロジェクトチームを立ち上げ、横断的かつ柔軟な組織体制を整備している。

1.3. 自己点検・評価

(1) 目的

本学では内部質保証の基本方針を、京都光華女子大学短期大学部学則第1章第2条および京都光華女子大学大学院学則の第1章第1条2に「教育研究活動などの状況について自己点検・評価を実施し、教育研究水準の向上を図るものとする」と規定している。

また、本学では、内部質保証に関わる取り組みを円滑に行い、教育、研究、社会貢献活動の継続的な改善と質のさらなる向上、及び社会的な説明責任を果たすことを目的として、内部質保証に関する全学的な方針「京都光華女子大学及び大学院・短期大学部における内部質保証に関する方針」を策定している。方針の概要は以下のとおりである。

- ①教育研究の質の向上を図るため、自己点検・評価を行い、恒常的な改善・改革を推進する。
- ②中・長期計画及び3つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者の受け入れ方針）に基づき教育研究活動を展開し、それらとの整合性を踏まえ、自己点検・評価結果の検証及び内容の改善と向上に努める。
- ③全学の内部質保証システムの推進に責任を負う組織を、自己点検評価委員会とする。
- ④自己点検評価委員会の責任のもと、各学部学科、専攻科、各研究科、各専門委員会、事務局各部・図書館・各センター・研究所は、各部署の質保証システムを実行する。
- ⑤学生を対象とするアンケート調査などにより、本学の教育研究活動、教育環境などに関する情報の収集と分析を行い、大学基礎データを始め、教育研究の実態や成果に関する客観的なエビデンスに基づき、自己点検・評価及び内部質保証に関する信頼性の高い活動を行う。
- ⑥自己点検・評価の客観性を高めるために、第三者による外部検証を実施する。
- ⑦自己点検・評価結果及び評価機関による評価結果を大学ホームページにおいて、学内外に公表する。
- ⑧学長は、内部質保証の最終的な責任を負う。大学運営会議は、内部質保証システムが適切に機能しているか評価を行う。

(2) 実施体制・方法・結果の活用等

本学の自己点検・評価の体制としては、学長が議長となる大学運営会議の指示に基づき、大学及び短期大学部の各学部長、専攻科長、研究科長、学園事務局長、EM・IR部長、学長戦略推進部長、学生サポートセンター長から構成される全学的な自己点検評価

委員会（教職協働組織）が主体となっている。本委員会では自己点検評価委員会規程により、自己点検評価に関わる下記の項目について、学長直轄の EM・IR 部の支援のもと審議することが定められている。

- ①学長から指示の事項
- ②自己点検評価（授業アンケート、教員評価等）の項目の設定に関する事項
- ③自己点検評価の方式に関する事項
- ④自己点検評価の報告書の作成に関する事項
- ⑤自己点検評価結果の活用方法に関する事項
- ⑥外部評価（第三者評価等）に関する具体的事項
- ⑦その他委員会が必要と認めた事項

上記審議事項の結果に基づき、本委員会は各担当部署への全学的な実行指示を行う。各担当部署は自己点検・評価を行い、委員会へ報告する。委員会は、自己点検・評価報告について全学的見地から検証し、評価結果を各担当部署へフィードバックし、質の向上に向けた学内の活動を促進している。また、大学運営会議は、内部質保証システムの適切性を評価している。

（3）認証評価及び公表

本学は 2003 年度に財団法人短期大学基準協会（現：一般財団法人 大学・短期大学基準協会）へ加盟し、2008 年度、2015 年度に認証評価を受審し、同協会が定める基準に適合しているとの評価結果を受けた。

最新の評価については、2022 年度に第 3 回目の認証評価を受審し、同協会の基準に適合しているとの評価結果を得た（予定）。第 3 回目においては、シラバスにおける改善事項及び教授会の運営について意見が付されたが、速やかに自己点検・評価を実施し、現状把握と課題分析に基づく改善（シラバス記述事項の周知徹底、運営に関する規程の改正）を行い、協会に改善報告書を提出した。今後も受審サイクルにより認証評価を受審する予定である。

認証評価結果については、大学のホームページにおいて評価結果及び自己点検評価報告書を公表している。

14. 情報の公表

本学の教育研究活動等の状況に関する情報は以下の方法で提供を行っている。

（1）Web による提供（URL：<https://www.koka.ac.jp/>）

【公表している内容】

建学の精神、教育方針、学則、認証評価、各学科の教育目標とカリキュラムの特色、3 つのポリシー、大学案内（学部・学科の紹介、カリキュラム、資格取得等）、入試情報、

就職支援、就学支援、教員研究活動、年間行事予定、IR に関する情報、認証評価（評価結果、自己点検報告書）、留学制度、科目等履修制度、教育情報（在籍者数・入学者数・卒業者数・就職状況・教員業績等）、事業計画、事業報告、決算書類、財務の概要、社会貢献・高大接続、公開講座、附属研究所等の活動）

①大学の教育研究上の目的に関すること

<https://www.koka.ac.jp/introduction/regulations.html>

（トップ>大学案内>教育情報の公開>教育研究上の目的）

② 教育研究上の基本組織に関すること

<https://www.koka.ac.jp/faculty/>

（トップ>大学案内>教育情報の公開>教育研究上の基礎組織）

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://www.koka.ac.jp/introduction/publish.html>

（トップ>大学案内>教育情報の公開>教員組織等）

④入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する
こと

<https://www.koka.ac.jp/admission/exam/policy.html>

（トップ>大学案内>教育情報の公開>3つのポリシー>アドミッションポリシー）

[https://www.koka.ac.jp/wp-](https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/publish/nyugakusya2022-2.pdf)

[content/themes/www/assets/file/introduction/publish/nyugakusya2022-2.pdf](https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/publish/nyugakusya2022-2.pdf)

（トップ>大学案内>教育情報の公開>入学者等）

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<https://www.koka.ac.jp/introduction/publish.html>

（トップ>大学案内>教育情報の公開>授業）

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

[https://www.koka.ac.jp/wp-](https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/publish/gakui2022.pdf)

[content/themes/www/assets/file/introduction/publish/gakui2022.pdf](https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/publish/gakui2022.pdf)

（トップ>大学案内>教育情報の公開>学習成果、卒業認定）

⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<https://www.koka.ac.jp/introduction/publish.html>

（トップ>大学案内>教育情報の公開>校舎・施設等）

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<https://www.koka.ac.jp/admission/exam/expenses/expenses.html>

（トップ>大学案内>教育情報の公開>徴収費用）

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<https://www.koka.ac.jp/introduction/publish.html>

(トップ>大学案内>教育情報の公開>学生支援)

- ⑩その他(学則、教育課程を通じて修得できる知識・能力の体系、IRに係る情報、教職課程に関する情報公開、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果、ガバナンスコード)

<https://www.koka.ac.jp/introduction/publish.html>

(トップ>大学案内>教育情報の公開)

(2) 紙媒体による提供

- ①学園報(年1回発行)、「慈」(年2回発行)－保護者、卒業生等に送付
- ②「研究紀要」(年1回刊行)－各研究機関等送付
- ③大学案内、リーフレット等作成

1.5. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、教育内容の質を維持向上させるために、教育研究等の改善を図るため組織的に、FD活動、学生による授業アンケート、教員評価制度、SD研修等の取り組みを行っている。

(1) 教育研究の環境面

教育・研究の向上を目指すための研究資金(学内共同研究費)として、教員を対象とした個人研究費、学内で研究を実施する「特別研究」、「基幹研究」、国内の大学・研究機関等で実施する「国内研究」、海外の大学・研究機関等で実施する「在外研究」、その他の制度として「学術出版助成」、「学会発表補助」を整備している。また、研究支援アドバイザーを雇用し、学外競争的資金獲得を支援している。

(2) FD活動

本学はFD活動を重要施策と位置付け、FD委員会(月1回開催)を中心に全学的、組織的に取り組んでおり、具体的にはFD研修会等以下のような活動を行っている。なお、助教に関しては、「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部助教規程」により、助教の任期は5年を上限としており(学部・学科等の新設に係る採用の場合は7年を上限)、この間、以下のFD活動、及び担当の教授等の指導のもと、教育・研究における業績を積むことを必要としている。そして、講師への道が開かれるよう、年1回以上、学科長、学部長を経て教育研究報告書(業績報告書)を学長に提出することを課している。

①FD研修会

学内外の講師における全教職員対象のFD研修会を、各年度に1回以上開催している。これによって、FD活動の重要性を周知し、他学や学内の先進的な取り組みに

ついでに知見を得て、本学の教育研究活動の向と、職員の知識・技能の向上を図っている。

②学科内 FD 検討会

年度ごとに、各学科の特性に合わせた FD に関する取り組みを行い、内容を報告書にまとめて FD 委員会に報告している。委員会では、全学的な見地から内容について検討し、その結果について教職員間での情報の共有化を図るとともに、個々の教育力の向上に役立てる重要な機会としている。

③FD 実施計画の策定

年度初めに、各学科の FD に関する実施計画を策定して、FD 委員会及び自己点検評価委員会で共有化を図り、前期終了後に取組状況を同委員会で中間報告、年度末に取組結果の報告を行い、学科の教育力改善・強化に役立てている。また、同委員会では学外の FD 研修会出席を奨励している。

(3) 学生による授業アンケートの実施

学修ポータルサイト（光華 navi）を利用した学生授業評価を FD 委員会が中心となり前・後期、年 2 回実施している。その評価の分析結果を担当者個人に通知して各教員の個別的対応を求めるとともに、学科ごとに分析結果を検討し、学生の要望に対して組織的に対応していくことで、授業改善に役立てている。

(4) 教員評価制度

教育活動、研究活動、管理運営、諸貢献ごとに実績シートを策定して、授業評価、学生指導、FD 活動、研究論文、学会発表、外部研究資金の獲得状況、校内校務、社会貢献などをポイント化し、その合計による 5 段階評価による教員評価を実施している。各教員の自己評価結果については、学科長、学部長、学長による内容確認を受けた後、教員評価委員会において最終評価を行っている。概要の集計結果と分析については大学運営会議へ報告され、総括を行い、教員組織の適切性について改善点や向上策を議論している。教員各自が自身の総括を行うことで教育・研究の質向上に役立てるとともに、教員人事の昇任の際の資格評価基準としても活用している。

(5) EM・IR の取組

本学では「学生の主体的な学び」の実現へ向けた教学マネジメントの一環として、カリキュラム改革、授業内容・方法の改善、教員の授業実施能力の向上などに取り組んできた。そのために、入学前から卒業後までの学生に関わる情報を収集し、在学中の教育支援及び卒業後も含めた将来にわたる支援を行うエンロールメント・マネジメント（EM）の円滑な推進と成果達成を図るため、EM・IR 部を設置している。EM・IR 部は部長（副学長）、部長補佐（教員・職員から各 1 名）、専門的な研修を受けた専任事務職員、学生に関わる

各部署との兼任の職員から構成されている。

EM・IR部では、学生による授業評価、学修時間等を把握するためのALCS学修行動比較調査・学修行動調査、新入生アンケート、卒業生満足度アンケート、KOKA的學生実態調査、ディプロマポリシーの達成度調査、成績分布状況、退学状況、入試区分ごとの学生の成績状況等のデータの収集・分析を行っており、上記のEMに関する取組ならびに教学IRに関するアセスメントの取組を行っている。これらの情報は、大学運営会議、各学科、各種委員会に報告され、教員及び職員の知識向上や教育活動、学生指導の改善に活用されているほか、ホームページ等を通じて情報公開している。

(6) SD研修

学校法人光華女子学園SD規程に基づき、光華女子学園教職員としての能力、資質等を向上させるとともに、職務の遂行に必要な知識、技能等の修得を目的とし、学内外問わず、戦略的に研修等を実施している。

具体的には、建学の精神や教育方針の理解と具現化に向けた取り組みや、高等教育機関としての役割を果たし、地域のプラットフォーム校として認知される総合学園となるべく、様々な教育改革の推進や教育効果の発信を積極的に実践していくことについて、知識や理解を深めるための取り組みを実施している。

さらに、毎年、学生、教職員の一人ひとりが心理的、身体的に安全かつ快適な環境で勉学に研究に専念し、充実したキャンパス・ライフを送ることのできるよう、ハラスメント研修や、人権講演会など様々な取り組みを実施し、教職員として必要な資質の向上に努めている。

また、充実した教育研究の環境整備や健全な大学運営が実現できるよう、教職協働を推進しながら、特に事務局の組織体制を強化していくことも必要であると認識している。それらを推進していくためにも「学習する組織」を目指し、職員一人ひとりのスキルアップや能力開発に向けた成長戦略を立て、教育研究体制の質の向上や教育環境の充実とともに、経営・運営基盤の強化を図るべく、毎年、組織的かつ戦略的にSD研修等を実施している。(資料18)

16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学では、学生一人ひとりの興味や能力に合った分野を見出し、その分野への就職を実現する「就職満足度100%」を目指したキャリア教育を実施している。具体的には、学ぶ姿勢、働く意欲、自立心、人間性を高めるなどを含む、どんな職種でも共通して求められる「社会人基礎力」を身につけ、社会へと送り出すことができるよう、入学直後からの一貫した支援態勢を整えている。

(1) 教育課程内の取組について

社会人として基本的に必要な、読む・書く・聞く・話す力や、理解力、表現力、論理的思考力といった基本的能力の養成、及び働くことへの意欲を高めることを目的に、導入教育から専門教育までの正課教育をキャリア教育の視点から総合的かつ体系的に実施できるように編成している。1年次には「京都光華の学び」、「基礎ゼミ」、「データサイエンス入門」等の科目を、2年次以降は「医療英語」や「プレゼンテーション」、専門科目を中心に配当する。

①「京都光華の学び」

本演習は、本学における初年次教育の土台として位置付けられるものである。主に2つのパートから成り立っており、ひとつは本学のことを学ぶパート、もうひとつは、高校までの勉強を大学の学びに転換していくパートであり、主に主体的に考え学ぶ力（批判的思考力）を養う。社会の一員である自分の選択や行動が、日々社会を形作っていることを自覚し、本学の一員として、また社会の成員（市民、シティズン）として「主体的に考える力（批判的思考力）」を身に付ける。

②「基礎ゼミ」

教育サポートの中心として、少人数制によるきめ細かな指導を行う。短大での学修の基盤となるアカデミックスキルを学び、自らのキャリア育成のために必要な力を身につけることを目的とする。具体的には、レポート作成の基本を中心に、学修行動として不可欠なノートテイクや情報収集、文献検索方法等のスキルを身につける。また、「建学の精神」の理解や教員・学生間でのコミュニケーションを通して、他者を理解する力やコミュニケーション力を培う。

(2) 教育課程外の取組について

入学時のオリエンテーション等でキャリア教育の概要を説明する「キャリア教育ガイダンス」、本学と連携している企業での就業体験を通して働くことの意味や自分の適性や適職を見出すきっかけにしている。新たに類型されたインターンシップとして、「オープンカンパニー」や「キャリア教育」を奨励することでキャリア形成を支援する。他にも4年間の大学生活の中でビジネスマナーが自然に身につくようキャリアアドバイザーが低学年次から基本的な礼儀作法や一般常識を指導する「ビジネスマナー講座」等の各種キャリアアッププログラムを開講して社会人に必要な心構えや能力を養成している。学生一人ひとりに寄り添い、多様な選択肢から自分にあったキャリアを選択できるよう環境を整えている。また、1年次より、各種資格取得、将来の仕事などあらゆる場面に役立つ能力の習得を目指した「資格取得支援」を行っている。具体的には、筆記試験対策講座、TOEIC 対策講座、話しことば検定対策講座、面接スキルアップ講座、ICT 関連講座などを開催している。

(3) 適切な体制の整備について

本学の進路支援については、学生支援の方針に基づき、「キャリア教育支援」、「就職支援」及び「教職・保育職資格取得・就職支援」の3つを柱とした各種取り組みを行っている学生一人ひとりに寄り添い、興味や能力に合った分野を見出し、その分野への就職を実現する「就職満足度100%」を目指したキャリア教育を実施している。具体的には、学ぶ姿勢、働く意欲、自立心、人間性を高めるなどを含む、どんな職種でも共通して求められる基礎力を身につけ、女性のリーダーシップスキルを育成して社会へと送り出すことができるよう、入学直後から一貫したサポート体制を整えている。

① キャリア教育

女性キャリア開発研究センターでは、入学後から学生は自らの将来と進路について考え、その学生1人1人の可能性を伸ばすための相談や助言を適宜行っている。センターでは、全学科共通科目として正課授業とあわせ、正課外教育としてもキャリア形成支援の機会を提供している。これらは、大学コンソーシアム京都のキャリア教育プログラムや企業・自治体・NPO法人などでの就業体験、また、それらの経験を通しての社会人としての心構え、仕事のやりがい、働くことの意味を考え、自身の適性・能力を見出す機会としている。事前学習ではガイダンスの開催、企業研究や目標設定、応募書類のアドバイスや添削、事後学習では振り返りを行い、プレゼンテーションスキルを実践的に活用している。ビジネスマナー講座では、低学年から各学科とも協力してキャリアアドバイザーが基本的な礼儀作法や一般常識の指導している。

また、職業情報の検索、適性と職業との適合、キャリアプランニングなどが、パソコンから簡便にできる職業適性検査「キャリア・インサイト」を導入し、キャリアアドバイザーからのフィードバックと合わせ、今後のキャリアについて考える機会としている。センター内には図書コーナーを設置し、国立女性教育会館(NWEC)女性教育情報センター所蔵図書のパッケージ貸出サービスなどの展示を行っているほか、キャリア・しごと、災害、LGBTQなど、さまざまなテーマでの講座を実施している。その他、「卒業生交流スペース」を開設し、卒業生の就職先情報や商品、在学生へのメッセージなどを掲示し、OG訪問の機会へとつなげている。学習ステーションにおいても、資格コーナーを開設、資格アドバイザーを配置し、資格取得に関する相談や各種検定試験対策講座の開催など学生の資格取得の支援に取り組んでいる。

② 国家資格取得支援

看護師・保健師・管理栄養士・社会福祉士・言語聴覚士・作業療法士・歯科衛生士等の専門職に関する国家資格については、学生サポートセンターと学科教員(クラスアドバイザー・国家試験対策委員)が連携し、学内で対策講座を開催して合格に向けた支援を行っている。定期的実施する模擬試験の結果を踏まえ、習熟度別に効果的な学習機会を提供している。また、学習ステーションでは、自学自習を行える環境に加え、授業課題に不安のある学生や個別支援が必要な学生を、常駐するスタッフとクラスアドバ

イザーが連携し、成績や授業の出席状況に問題のある学生（要支援学生）の早期発見・早期指導を行える体制が整っている。

③就職支援

学生の就職支援は就職支援センターが担当しており、就職活動につながるキャリア実習については、担当している女性キャリア開発研究センターと適宜連携している。なお、令和3年度より、学科教員との連携を深めることを目的に、大学運営会議の専門委員会として就職支援委員会を設置して、就職支援に係る計画及び立案に関する事項、学生の就職に係る学科・専攻との連絡調整に関する事項、就職に係る情報の収集及び提供に関する事項等を審議・報告している。また、コロナ禍においては、就職支援委員・学科コモンズ職員と就職支援センターが情報を共有して、学生にタイムリーな発信を行えるよう連携強化に努めた。

i 個別の就職支援

短大2年生の卒業前年度の4月、就職活動のすべてが記載されている「CAREER GUIDE BOOK」を学生全員に配布し、就職支援センターの職員が豊富な経験と最新データをもとに、対面やWebによる個別面談・模擬面接、メールやLINEによる相談を行い、学生一人ひとりが納得いくまでマンツーマンの指導にあたっている。なお、UIJターン学生については、全国の学生就職情報、ハローワーク、商工会議所のHPから情報を入手し、個別にフィードバックし、学生のニーズに対応した支援を行っている。

ii 各種就職ガイダンス

年間4回開催する就職ガイダンスを中心に、それを補足する各種セミナー等において、就職活動の準備、就職活動の方法、企業の人事担当者の考え方などの説明を行い、学生の疑問に答えている。具体的には、業界研究・求人情報の探し方、自己分析、エントリーシート・履歴書の書き方、SPI試験対策、面接対策、就職活動に適したメイクや身だしなみ、先輩による就職体験談が聞けるOG懇談会、学内合同企業セミナー等を開講し、実際の就職活動のノウハウを身につける。また、実際に現場で働く歯科衛生士を招き、直接話を聞くことができるセミナーを開催し、医療現場における具体的な仕事のイメージを持ち、就職活動に臨むことができる。

【資料 2】

京都光華女子大学短期大学部 歯科衛生学科 カリキュラムチャート

D-① 仏教精神による思いやりの心を持ち、一人ひとりの口腔の健康に寄り添う教養と態度を持つ。	D-② 少子高齢社会の進展に伴う多様な歯科・口腔保健のニーズを理解し、乳幼児や高齢者まで、基本的な歯科・口腔保健の対応ができる。	D-③ 医療・保健・福祉等の多職種とのチーム医療や保健福祉活動に必要な知識とコミュニケーション能力を持ち、連携・協働ができる。	D-④ 地域社会が抱える健康課題に対し、歯科衛生士としての職業倫理感と責任感をもって口腔衛生の観点から課題解決に向けて取り組むことができる。
--	--	---	--

それぞれの科目が「DP①」～「DP④」に結びついています（科目名の後の数字は対応している DP の番号）

	基礎分野	専門基礎分野	専門分野（講義）	専門分野（演習）	専門分野（実習）	関連科目・卒業研究	選択必修
3 年 次		歯科医療と関係法規② 保健情報統計学②④		臨床歯科 X（地域包括ケアシステム）②③④	地域歯科保健実習 I ③④ 地域歯科保健実習 II ③④	歯科審美学① 歯科衛生セミナー① 卒業研究①④	仏教と医療者① 専門職の連携（応用）③ 包括的ヘルスクエア論②④
2 年 次	医療英語④ プレゼンテーション③ カウンセリング理論① 臨床心理学①	歯科薬理学①②③	臨床歯科 II（歯科材料学）①② 臨床歯科 III（歯科補綴）①② 臨床歯科 V（歯周病）①② 臨床歯科 VII（小児歯科）② 臨床歯科 VIII（高齢者）② 臨床歯科 IX（障がい者）②④ 臨床歯科 XI（口腔機能リハビリテーション）② 歯科放射線・臨床検査学①	臨床歯科 I（歯科保存・歯内療法）①② 臨床歯科 IV（口腔外科・インプラント）① 臨床歯科 VI（矯正歯科）① 歯科予防処置演習 II ① 歯科予防処置演習 III ① 歯科保健指導演習 II ①② 歯科保健指導演習 III ①② 歯科診療補助演習 II ① 歯科診療補助演習 III ①	臨床臨床実習 I ③④ 臨床臨床実習 II ③④	看護学①	摂食嚥下障害学②③ 摂食嚥下障害演習②③ 伝統文化① 国際社会とジェンダー④
1 年 次	仏教の人間観 I ① 仏教の人間観 II ① 京都光華の学び① 基礎ゼミ① デザイン入門③ 生命科学の基礎③	解剖学・組織発生学①②③ 生理学①②③ 栄養学①②③ 口腔解剖学①②③ 口腔生理学①②③ 生化学・口腔生化学①②③ 病理学・口腔病理学①②③ 微生物学・免疫学①②③ 薬理学①②③ 口腔衛生学② 公衆衛生学②	歯科衛生士概論④ 歯科予防処置論①② 歯科保健指導論①② 歯科診療補助論①②	歯科予防処置演習 I ① 歯科保健指導演習 I ①② 歯科診療補助演習 I ①	基礎歯科実習④		専門職の連携（基礎）③ 中国語 I ① 中国語 II ① ハングル I ① ハングル II ① 外国の大学での短期研修① 情報リテラシー① 健康の科学① 食生活と健康① 生涯スポーツ入門① くらしのなかの宗教① メディカルクラーク I ③ メディカルクラーク II ③ メディカルクラーク応用③ ドクターズクラーク I ③ ドクターズクラーク II ③ 調剤報酬請求事務③ ケアクラーク③

【資料3】2024年度 京都光華女子大学短期大学部歯科衛生学科カリキュラムマップ

区分分野	指定規則	学 科 目	必・選・自	配当年次(案)		ディプロマポリシー			
				学年	学期	D-① 仏教精神による思いやりの心を持ち、一人ひとりの口腔の健康に寄り添う教養と態度を持つ。	D-② 少子高齢社会の進展に伴う多様な歯科・口腔保健のニーズを理解し、乳幼児や高齢者まで、基本的な歯科・口腔保健の対応ができる。	D-③ 医療・保健・福祉等の多職種とのチーム医療や保健福祉活動に必要な知識とコミュニケーション能力を持ち、連携・協働ができる。	D-④ 地域社会が抱える健康課題に対し、歯科衛生士としての職業倫理感と責任感をもって口腔衛生の観点から課題解決に向けて取り組むことができる。
基礎分野	人間と生活	仏教の人間観 I	必修	1	前期	○			
		仏教の人間観 II	選択	1	後期	○			
		京都光華の学び	必修	1	前期	○			
		基礎ゼミ	必修	1	前期	○			
		医療英語	必修	2	前期				○
		プレゼンテーション	必修	2	前期			○	
		データサイエンス入門	必修	1	後期			○	
		カウンセリング理論	選択	2	後期	○			
科学的思考の基盤	臨床心理学	選択	2	前期	○				
	生命科学の基礎	必修	1	前期			○		
専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	解剖学・組織発生学	必修	1	前期	○	○	○	
		生理学	必修	1	前期	○	○	○	
		栄養学	必修	1	後期	○	○	○	
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	必修	1	前期	○	○	○	
		口腔生理学	必修	1	後期	○	○	○	
		生化学・口腔生化学	必修	1	後期	○	○	○	
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学・口腔病理学	必修	1	後期	○	○	○	
		微生物学・免疫学	必修	1	後期	○	○	○	
		薬理学	必修	1	後期	○	○	○	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	歯科薬理学	必修	2	前期	○	○	○	
		口腔衛生学	必修	1	前期		○		
		公衆衛生学	必修	1	後期		○		
歯科衛生士概論	歯科医療と関係法規	必修	3	後期		○			
	保健情報統計学	必修	3	後期		○		○	
	歯科衛生士概論	必修	1	前期				○	
								○	
臨床歯科医学	臨床歯科 I (歯科保存・歯内療法)	必修	2	前期	○	○			
	臨床歯科 II (歯科材料学)	必修	2	後期	○	○			
	臨床歯科 III (歯科補綴)	必修	2	前期	○	○			
	臨床歯科 IV (口腔外科・インプラント)	必修	2	通年	○				
	臨床歯科 V (歯周病)	必修	2	前期	○	○			
	臨床歯科 VI (矯正歯科)	必修	2	後期	○				
	臨床歯科 VII (小児歯科)	必修	2	前期		○			
	臨床歯科 VIII (高齢者)	必修	2	前期		○			
	臨床歯科 IX (障がい者)	必修	2	後期		○		○	
	臨床歯科 X (地域包括ケアシステム)	必修	3	前期		○	○	○	
	臨床歯科 XI (口腔機能リハビリテーション)	必修	2	後期		○			
歯科予防処置論	歯科予防処置論	必修	1	前期	○	○			
	歯科予防処置演習 I	必修	1	後期	○				
	歯科予防処置演習 II	必修	2	前期	○				
	歯科予防処置演習 III	必修	2	後期	○				
歯科保健指導論	歯科保健指導論	必修	1	前期	○	○			
	歯科保健指導演習 I	必修	1	後期	○	○			
	歯科保健指導演習 II	必修	2	前期	○	○			
歯科診療補助論	歯科診療補助演習 III	必修	2	後期	○	○			
	歯科診療補助論	必修	1	通年	○	○			
	歯科診療補助演習 I	必修	1	通年	○				
臨床実習	歯科診療補助演習 II	必修	2	前期	○				
	歯科診療補助演習 III	必修	2	後期	○				
	歯科放射線・臨床検査学	必修	2	前期	○				
基礎実習	基礎実習	必修	1	後期				○	
	臨床臨床実習 I	必修	2・3	後期・前期			○	○	
	臨床臨床実習 II	必修	2・3	後期・前期			○	○	
	地域歯科保健実習 I	必修	3	前期			○	○	
地域実習	地域歯科保健実習 II	必修	3	通年			○	○	
関連科目	歯科審美学	必修	3	前期	○				
	看護学	必修	2	後期	○				
	歯科衛生セミナー	必修	3	通年	○				
卒業研究	卒業研究	必修	3	通年	○			○	
選択必修	仏教と医療者	必修	3	前期	○				
	専門職の連携(基礎)	必修	1	後期			○		
	専門職の連携(応用)	選択	3	前期			○		
	包括的ヘルスクエア論	選択	3	前期		○		○	
	摂食嚥下障害学	選択	2	前期		○	○		
	摂食嚥下障害演習	選択	2	後期		○	○		
	伝統文化	選択	2・3	前期・後期	○				
	中国語 I	選択	1	前期	○				
	中国語 II	選択	1	後期	○				
	ハングル I	選択	1	前期	○				
	ハングル II	選択	1	後期	○				
	外国の大学での短期研修	選択	1・2	通年	○				
	国際社会とジェンダー	選択	2・3	後期				○	
	情報リテラシー	選択	1	前期	○				
	健康の科学	選択	1・2	前期・後期	○				
	食生活と健康	選択	1・2	前期・後期	○				
	生涯スポーツ入門	選択	1・2	前期・後期	○				
	くらしのなかの宗教	選択	1・2	後期	○				
	メディカルクラーク I	選択	1・2・3	通年			○		
	メディカルクラーク II	選択	1・2・3	通年			○		
	メディカルクラーク応用	選択	1・2・3	通年			○		
	ドクターズクラーク I	選択	1・2・3	後期			○		
	ドクターズクラーク II	選択	1・2・3	後期			○		
	調剤報酬請求事務	選択	1・2・3	後期			○		
ケアクラーク	選択	1・2・3	前期			○			

【資料14】

入学者選抜の評価方法と学力の3要素及びアドミッションポリシーとの関係

◎：強い関係がある、○：関係がある

入試種別	入試区分	評価方法	学力の3要素		
			知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度
			1. 高等学校までの学習を通じて、歯科衛生士を志す基盤として必要なコミュニケーション能力と姿勢を備えている。	1. 建学の精神である「思いやりの心」を持ち、一人ひとりの口腔の健康に寄り添うことができる。 2. 歯科衛生士として必要な知識・技術の習得に、熱心に根気よく取り組み、多様な歯科・口腔保健のニーズや課題について関心がある。	1. 歯科衛生士としての能力を修得し、口腔衛生の観点から課題解決に向けて取り組みたいとの意欲がある。 2. 医療・保健・福祉等の多職種と連携・協働するチーム医療や保健福祉活動に関心がある。
一般選抜	一般選抜	学力検査	○	◎	
		作文	◎	○	○
	大学入学共通テスト利用選抜	共通テスト	○	◎	
		作文	◎	○	○
学校推薦型選抜	公募制推薦選抜	学力検査	○	◎	
		面接	◎	○	○
		調査書	◎		
	指定校制推薦選抜 協定校制推薦選抜 真宗大谷派系高等学校推薦選抜 内部推薦選抜	面接	○	◎	◎
		課題	○	◎	
		書類審査※	○	◎	◎
	スポーツ推薦選抜	面接	○	◎	◎
		書類審査※	○	◎	◎
		競技成績			◎
総合型選抜	面接方式	面接	○	◎	◎
		書類審査※	○	◎	◎
	自己推薦選抜 基礎学力チャレンジ	基礎学力試験	○	◎	
		小論文	◎	○	○
		調査書	◎		
社会人入学選抜		面接	○	◎	◎
光華ファミリー選抜		面接	○	◎	◎
		書類審査※	○	◎	◎

※書類審査：調査書、志望理由書等による

【資料15】

学校法人光華女子学園 有期雇用契約教職員就業規則

(平成30年4月1日 制定)

改正 平成31年4月1日

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、学校法人光華女子学園（以下「学園」という。）に勤務する有期雇用契約教職員の労働条件を明らかにすること及び職場秩序の維持を目的として有期雇用契約教職員の就業に関する基本的事項を定めたものである。

第2条 (有期雇用契約教職員の定義)

有期雇用契約教職員とは、この規則で定められた手続を経て採用され、学園の業務に従事する者をいう。

2 次の何れかの雇用区分に該当する者及び労働契約申込みみなし制度により学園との間に雇用契約が成立した者は、この規則を適用しない。

- (1) 教職員（教育職員・事務職員及び用務職員）
- (2) 非常勤講師等
- (3) 臨時教職員

3 前項の者について、別段の定めをしたときは、その定めによる。

第3条 (有期雇用契約教職員の義務)

有期雇用契約教職員は、学園の名誉を重んじ、有期雇用契約教職員としての品位を保ち、この規則及びこれに付随する諸規則を守り、秩序を保持し、互いに協力してその分掌する職責を遂行し、学園の教育目的を達成するよう努力しなければならない。

第4条 (学園の義務)

学園は、有期雇用契約教職員の基本的人権を尊重し、その生活の安定向上と福利増進をはかるため、常に努力しなければならない。

第5条 (有期雇用契約教職員の職種)

有期雇用契約教職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 特別契約教授、特別契約准教授、特別契約講師
- (2) 特別契約教諭、特別契約養護教諭
- (3) 特別契約職員、特別契約用務職員

第6条 (均等待遇)

有期雇用契約教職員は、その国籍・思想・信条・性別又は社会的身分を理由に、勤務条件について差別的取扱いを受けることはない。

第2章 人事

第7条 (採用)

本学園に就職を希望する者のうちから、選考を経て所定の手続を終えた者を有期雇用契約教職員として採用する。

2 前項の選考において、本学園は、雇用の終了する年度末おける年齢が以下の者のうち、学園が

特に必要と認める者を有期雇用契約教職員として採用する。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 大学院を担当する特別契約教授 | 満73歳 |
| (2) 前号以外の特別契約教授 | 満70歳 |
| (3) 前各号以外の有期雇用契約教職員 | 満65歳 |

3 前項にかかわらず、本学園役員、校園長・事務局長等任期制役職者及びそれに相当する役職者については、年齢の制限を設けない。

4 本学園は、採用を内定した者に対して、原則として書面により、採用内定の通知を行う。

5 内定を受けた者は、書面にて本学園の定めた期日までに入職の誓約を行わなければならない。

第8条（採用時の提出書類）

あらたに採用された者は、採用決定後2週間以内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 教員免許状原本（教育職員[幼～高]）
- (4) 個人番号カード表裏面の写し又は通知カードの写し及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）施行規則で定める書類（ただし、対面で本人確認を行う場合は原本を提示する。）
- (5) その他学園が必要と認めた書類

第9条（変更の届出）

氏名・住所・家族・その他申告すべき内容に変更があったときは、その都度速やかに届け出なければならない。

第10条（異動）

学園は、業務の都合により必要があるときは、年度の中途においても異動・長期出張（海外を含む）・自宅研修又は職種の変更を命じ、或いは他の業務との兼務を命ずることがある。

2 職種の変更については、原則として発令1ヵ月前までに、その他の異動については原則として前日までに、本人に内示するものとする。

3 命ぜられた有期雇用契約教職員は、正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

第11条（雇用期間）

有期雇用契約教職員の雇用契約の期間は、契約日から明示された期日までとし、業務の必要性に応じ1年の範囲内で各人別に決定する。

2 雇用契約の期間の終期は、以下の期日を超えないものとする。ただし、学園が当該業務の遂行上特に必要と認める場合はこの限りではない。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 大学院を担当する特別契約教授 | 満73歳の誕生日が属する年度末 |
| (2) 前号以外の特別契約教授 | 満70歳の誕生日が属する年度末 |
| (3) 前各号以外の有期雇用契約教職員 | 満65歳の誕生日が属する年度末 |

3 契約更新については、以下のいずれかとし、雇用契約締結の都度定めるものとする。

- (1) 更新することがある（更新回数の上限について定めない）

- (2) 更新することがある（更新回数の上限について個別に定める）
- (3) 更新しない
- 4 前項第1号及び第2号の場合の更新可否は、学園の経営状況、契約期間満了時の担当業務量、当該有期雇用契約教職員の勤務成績・勤務態度・健康状態等によって学園が決定する。
- 5 雇用契約を更新した場合の通算契約期間は、原則として5年を超えないものとする。ただし、学園が当該業務の遂行上特に必要と認める場合はこの限りではない。

第12条（退職）

有期雇用契約教職員は、次の各号の一に該当するときは退職するものとし、次の各号に定める事由に応じて、定められた日を退職日とする。

- (1) 死亡したとき：死亡した日
 - (2) 契約期間が満了し、更新されないとき：契約満了日
 - (3) 自己の都合により退職を申し出、本学園との合意があったとき：合意により決定した日
 - (4) 届なく欠勤し、居所不明等で本学園が本人と連絡をとることができないとき：欠勤開始日以後14労働日を経過した日
 - (5) 業務外の傷病により完全な労務提供ができず、またその回復に一定の期間を要するとき
 - (6) その他、退職につき労使双方が合意したとき：合意により決定した日
- 2 有期雇用契約教職員が退職を希望するときは、3ヵ月前までに、退職願を提出するものとする。
- 3 その他、退職に関して必要な事項は、「光華女子学園就業規則施行細則」に定める。

第13条（解雇）

有期雇用契約教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は解雇できる。

- (1) 担当業務の著しい進捗遅れ、利害関係者からの重大なクレーム、重大な事務処理ミス、著しく低い授業評価等が頻発する等、勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき
- (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、有期雇用契約教職員としての職責を果たし得ないと認められたとき
- (3) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなおその障害により業務に耐えられないと認められたとき
- (4) 本規則に定める論旨解雇及び懲戒解雇事由に該当する事実があると認められたとき
- (5) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき
- (6) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき
- (7) 本規則に定める「個人情報及び特定個人情報等の保護」に違反し、その情状が悪質と認められるとき
- (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

第13条の2（解雇予告）

前条の定めにより、有期雇用契約教職員を解雇する場合は、次の各号に掲げる者を除き、30日前に本人に予告するか又は平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給する。

- (1) 2ヵ月以内の期間を定めて雇用した者
 - (2) 採用日から14日以内の者
 - (3) 本人の責めに帰すべき事由によって解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者
- 2 天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合における解雇であって、所轄労働基準監督所長の認定を受けたときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 第1項本文の予告日数については、予告手当を支払った日数だけ短縮することがある。

第3章 給付

第14条（給与）

有期雇用契約教職員に支給する給与は、個別の雇用契約書により定める。

第15条（給与の支払及び計算期間）

給与は、原則として毎月15日（金融機関の休日に当たる時はこれを前日に繰り上げる。）に有期雇用契約教職員が指定した本人名義の預金口座への振込みによって支払う。ただし、非常事態のため、やむを得ぬと認められる場合には、定められた支給日以外の日に支給することがある。

- 2 新たに採用された有期雇用契約教職員の給与は前項にかかわらず、原則として採用された月の末日までに支給する。
- 3 給与は、月の1日から末日までを計算期間とする。

第16条（日割計算）

新たに有期雇用契約教職員が採用された場合又は退職した場合の給与は、採用または退職の日が属する給与計算期間の要出勤日数に応じて日割計算で支給する。ただし、死亡による退職に限り、その月分の給与の全額を支給する。

- 2 給与の計算にあたり、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第16条の2（欠勤等に伴う給与）

遅刻、早退、離席、欠勤した場合は、該当日が属する給与計算期間の所定労働時間に応じて、遅刻、早退、離席、欠勤した時間分の給与を控除して支給する。

第17条（控除）

給与より次の各号に該当するものの金額は、控除して支給する。

- (1) 給与所得税、住民税その他法規で定められたもの
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団掛金、労働保険料
- (3) その他労使協定により定めたもの

第18条（傷病手当等支給中の給与）

有期雇用契約教職員が業務上又は業務外の傷病により、4日以上欠勤し、労働災害補償保険法による休業補償を受けるか、日本私立学校振興・共済事業団からの傷病手当金、又は出産による出産手当金の支給を受ける場合は、日本私立学校振興・共済事業団の加入者資格を維持するために必要な給与を支給する。

第19条（旅費）

有期雇用契約教職員が出張の際支給する旅費については、別に定める「旅費規程」による。

第4章 就業及び休暇

第20条（サービスの基本原則）

学園は社会的な存在と認識し、そこで働く有期雇用契約教職員は社会人として社会的なルール及びマナーを守らなければならない。

- 2 有期雇用契約教職員は、この規則、教職員の職業倫理（行動規範）及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。
- 3 この規則に定められた各種届出は、原則として有期雇用契約教職員本人が行うこととし、これに違反した場合、又は手続きを怠った場合はこの規則に定める取扱いを受けることができない。
- 4 その他服務心得に関する詳細については、別に定める「光華女子学園就業規則施行細則」による。

第21条（出退勤）

有期雇用契約教職員は、出勤及び退勤に際しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 始業時刻には業務を開始できるように出勤し、終業後は特別な用務がない限り速やかに退勤すること
 - (2) 退勤するときは、機械、器具及び書類等を整理整頓し、施錠・火気を確認すること
 - (3) 出退勤に際しては、学園が定める所定の手続きを行うこと
 - (4) 勤務時間外又は休日に出勤する場合は、所属長の許可を得ること
- 2 有期雇用契約教職員は、出勤及び退勤において、日常携帯品以外の品物を持ち込み又は持ち出そうとするときは、学園の許可を受けなければならない。

第22条（就業時間）

始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、個別の雇用契約書により定める。

- 2 業務の都合により、前項の始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することがある。

第23条（1年単位の変形労働時間制）

事前に学園が指定した場合は、労使協定により1年単位の変形労働時間制を採用する。この場合、1年を平均して1週間あたりの所定労働時間を39時間30分以内とする。

- 2 始業、終業時刻及び休憩時間は、個別の雇用契約書に定めるとおりとする。
- 3 前項の始業、終業時刻及び休憩時間は、これを繰り上げまたは繰り下げることがある。
- 4 1年単位の変形労働時間制の起算日は、毎年4月1日とする。

第24条（勤務時間の特例）

有期雇用契約教職員が出張その他学園の用務で学園外にて勤務する場合で勤務時間を算定しがたいときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

第25条（専門業務型裁量労働制）

事前に学園が指定した場合は、労使協定により専門業務型裁量労働制を採用する。

- 2 所定労働日の労働時間は労使協定で定める時間とみなす。
- 3 始業、終業時刻及び休憩時間は、所属する部門のものを基本とする。ただし、業務遂行上の必

要による始業、終業時刻、休憩時間の変更は弾力的に運用するものとし、その時間は専門業務型裁量労働制の適用者の裁量により設定するものとする。

第26条（時間外勤務）

学園は、業務の都合上、又は臨時の必要のある場合、有期雇用契約教職員に対し、就業時間を延長して勤務させることがある。

第27条（育児時間）

生後満1年に達しない子を育てる女子有期雇用契約教職員は、予め申し出て就業時間中休憩時間のほか、1日1時間限度内での育児時間を与えられる。

第28条（休日）

有期雇用契約教職員の休日は、個別の雇用契約書により定める。

2 前項の休日について、学園は業務の都合により、予め日を定めて振替えることがある。

第29条（休日勤務）

業務の都合により、又は臨時に必要なときは、学園は有期雇用契約教職員を休日に勤務させることがある。

2 休日勤務を命じた場合、原則として振替休日を与える。

第30条（休暇等）

有期雇用契約教職員は、届出により次の有給の休暇等を与えられる。

(1) 結婚休暇

本人 7日

子女 2日

兄弟姉妹 1日

(2) 出産休暇

本人 産前産後共 8週間

配偶者 1週間

(3) 妊産婦検診休暇

妊娠23週まで4週間に1回（1日以内）

妊娠24週から35週まで2週間に1回（1日以内）

妊娠36週以後出産まで1週間に1回（1日以内）

以上の受診回数は原則とし、医師等が必要と認めた場合 その日数（時間）

産後にあっても、1年以内において医師等が必要と認めた場合 その日数（時間）

(4) 忌引

本人の父母（同居の配偶者の父母を含む）・配偶者 10日以内

子女 7日以内

祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母 3日以内

伯叔父母及び孫 2日以内

配偶者の兄弟姉妹・祖父母 1日

配偶者の伯叔父母 1日

父母・子女・配偶者の法要 1日

- (5) 生理休暇 必要な日数（給与計算期間ごと2日を超える分は無給とする）
- (6) 公民としての権利又は義務行使のため勤務不能と認められたとき その日数（時間）
- (7) 本人以外の者が罹病した伝染病の予防のため就業が禁止された場合

医師が必要と認めた期間

- (8) 天災等不可抗力の事由により、勤務不能と認められた場合 その日数（時間）
- (9) 国体等への出場、公共的会議への出席等学園に直接かかる業務でないが、社会的、公務的業務に従事する必要があるときで、本来業務に支障がないと認められる場合（専免）
その日数（時間）

(10) 子の看護休暇

5日以内 小学校就学前の子を養育する有期雇用契約教職員

第31条（産前産後の休暇等の取扱い）

産前産後の休暇期間は、産前8週間（多胎妊娠にあつては14週間）以内、産後8週間以内とする。ただし、本人より請求が有り必要と認めるときは、産前分2週間を限度とし産後の休暇に振替えることができる。

- 2 前項の休暇を請求するときは、医師又は助産婦の証明書又は母子手帳を学園に提出しなければならない。
- 3 産後の休暇について6週間を経過後本人が請求し、医師が支障無いと認めるときは、業務に就かせることができる。
- 4 妊娠中及び産後1年を経過するまで医師等による保健指導又は健康審査に基づき勤務時間の変更、勤務の軽減等の指導があつた場合、申し出により必要な措置を講じる。
- 5 産前産後中の給与については、第18条（傷病手当等受給中の給与）による。

第31条の2（育児休業等）

有期雇用契約教職員のうち必要のある者は予め申し出て育児休業をし、又は育児短時間勤務等の適用を受けることができる。

- 2 育児休業、育児短時間勤務等の手続等必要な事項については、別に定める「育児・介護休業等規程」による。

第31条の3（介護休業等）

有期雇用契約教職員のうち必要のある者は予め申し出て介護休業をし、又は介護短時間勤務等の適用を受けることができる。

- 2 介護休業、介護短時間勤務等の手続等必要な事項については、別に定める「育児・介護休業等規程」による。

第32条（年次有給休暇）

有期雇用契約教職員より請求のあつた場合、事業の正常な運営を妨げられない限り、1日及び半日を単位として年20日の有給休暇を与える。ただし、4月から9月までの新規採用の者の有給休暇は10日、10月以降の新規採用の者の有給休暇は7日とする。

- 2 当該年度における残余の年次有給休暇は、1年を限って翌年に繰越すことができる。
- 3 年次有給休暇の算定基準は、毎年4月1日とし、その年度の終結日は、翌年3月31日とする。
- 4 年次有給休暇をとろうとするものは、2日前までに、所定の書類を以て所属長に届け出て、その許可を受けなければならない。ただし、止むを得ない事情のある場合は、事後速やかに届け出

るものとする。所属長は、業務に支障があると認められる場合は、その時期を変更させることができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇が10日以上与えられた有期雇用契約教職員に対しては、付与日から1年以内に、当該有期雇用契約教職員が有する年次有給休暇日数のうち5日について、学園が有期雇用契約教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。
- 6 第4項及び前項の規定にかかわらず、学園が労働組合又は教職員代表者との協定により、年次有給休暇を計画的に付与することとした場合においては、その協定の定めるところにより、同休暇を付与するものとする。
- 7 有期雇用契約教職員は、その保有する年次有給休暇のうち前項の労使協定に係わる部分については、その協定の定めるところにより取得しなければならない。また、年次有給休暇が10日以上与えられた有期雇用契約教職員は第4項又は前項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を年次有給休暇日数5日から控除するものとする。

第33条（遅刻、早退、離席、欠勤）

有期雇用契約教職員が、遅刻、早退、離席若しくは欠勤をしようとするときは、所属長に事前に申し出て承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後に速やかに届け出なければならない。

- 2 傷病のため1週間以上欠勤しようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。
- 3 遅刻、早退、離席、欠勤は、本人の願い出に基づき、情状を勘案して年次有給休暇に振り替えることができる。
- 4 遅刻、早退、離席、欠勤に係る給与の取扱は、第16条の2（欠勤等に伴う給与）による。

第34条（出張）

有期雇用契約教職員が校務のため出張しようとするときは、所属長の命令又は承認を得なければならない。

- 2 出張を命ぜられた者は、目的地以外に旅行し、又はみだりに命ぜられた日程を変更してはならない。
- 3 出張した者は、帰着後直ちにその用務について所属長に報告しなければならない。

第5章 賞罰

第35条（表彰）

次の各号の一に該当する者は表彰される。

- (1) 25年永年勤続者
 - (2) 本学園のため特に功績のあった者
 - (3) 学術研究に特に功績のあった者
 - (4) 社会的功績があり学園の名誉となった者
 - (5) 災害を未然に防止し、又は災害の際、特に功労のあった者
 - (6) その他特に表彰に価すると認められた者
- 2 表彰は、賞状・賞金又は賞品を授与して行う。
 - 3 表彰は、学園内にこれを公示する。

第36条（懲戒）

懲戒の種類は、譴責・減給・停職・諭旨解雇及び懲戒解雇とする。これらについては、別に定める「光華女子学園就業規則施行細則」による。なお、出向者（本学園から他社等に出向中の者及び他社等から本学園に出向中の者を含む。）については、別段の取決めがない場合は原則本学園に懲戒権が属するものとする。

第37条（賞罰委員会）

表彰及び懲戒はすべて所属長より申告し、賞罰委員会に諮ってこれを行う。

- 2 賞罰委員会に関しては、別にこれを定める。

第6章 安全及び衛生

第38条（事故対策）

有期雇用契約教職員は、学園に協力して安全・衛生及び事故防止に努力しなければならない。

- 2 非常事故の発生した場合及び盗難・出火等異常を認めた場合は、臨機の措置を講ずると同時に関係者に報告しなければならない。

第39条（災害補償）

有期雇用契約教職員の災害補償に関しては、労働基準法第8章「災害補償」の規定及び労働者災害補償保険法の規定による。

第40条（安全及び衛生）

有期雇用契約教職員の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法及び労働関係法規の定めるところによる。

第41条（健康診断）

有期雇用契約教職員は保健衛生施設を活用し、校医の指示に従い健康管理に努めなければならない。

- 2 有期雇用契約教職員は、1年1回以上健康診断を受けなければならない。
- 3 健康診断の結果、特に必要があると認められる場合は、一定期間勤務を禁止し、若しくは業務を配置転換させることがある。

第7章 福利厚生

第42条（慶弔見舞金）

有期雇用契約教職員の慶弔に対して、別に定める「慶弔見舞金規程」により祝金又は弔慰金を贈る。

第8章 個人情報

第43条（個人情報及び特定個人情報の保護）

有期雇用契約教職員は、学園の定めた個人情報保護に関する規程を遵守し、学生生徒等及び教職員、取引先、その他関係者の個人情報及び特定個人情報を正当な理由なく開示し、利用目的を逸脱して取り扱い、又は漏洩してはならない。在職中はもとより、退職後においても同様とする。

- 2 学園における、特定個人情報等の取り扱いの詳細については、「学校法人光華女子学園特定個

人情報等取扱規程」に定める。

第44条（個人番号の利用目的）

本学園は、第8条（採用時の提出書類）第1項第4号において取得した有期雇用契約教職員及び有期雇用契約教職員の扶養家族の個人番号は、以下の目的で利用する。

- (1) 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- (2) 雇用保険届出事務
- (3) 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- (4) 健康保険・厚生年金保険届出事務
- (5) 国民年金第3号被保険者届出事務

2 本学園は、上記利用目的に変更がある場合には、速やかに、本人に通知する。

3 有期雇用契約教職員の扶養家族が社会保険諸法令による被扶養者に該当する場合には利用目的の通知について別途定める。

第9章 無期雇用契約への転換

第45条（無期雇用契約への転換）

有期雇用契約教職員のうち、通算契約期間が、職種ごと以下に定める無期転換申込権発生のために必要な年数を超える者は、本学園に申し込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から定年制の雇用契約に転換することができる。

- (1) 特別契約教授、特別契約准教授、特別契約講師

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

- (2) 前号以外の有期雇用契約教職員

労働契約法

2 前項の通算契約期間は平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約から通算するものとする。

3 本学園との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日とその次の有期労働契約の契約期間の初日との間に、次の表に定めるとおり、有期労働契約の通算契約期間の区分に応じて、労働契約がない期間（以下「空白期間」という。）がある場合は、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

通算契約期間	空白期間	通算契約期間	空白期間
2ヵ月以下	1ヵ月以上	6ヵ月超～8ヵ月以下	4ヵ月以上
2ヵ月超～4ヵ月以下	2ヵ月以上	8ヵ月超～10ヵ月以下	5ヵ月以上
4ヵ月超～6ヵ月以下	3ヵ月以上	10ヵ月超～	6ヵ月以上

第46条（無期雇用契約転換の申し込み等）

無期雇用契約転換の申し込みをしようとする有期雇用契約教職員は、現在の有期雇用契約期間満了日の3ヵ月までに、無期雇用契約転換申込書を学園に提出するよう努めなければならない。

2 所定の要件を備えた前項の申し込みがあった場合、学園は、無期雇用契約転換申込受理通知書を申込者に交付する。

3 無期雇用契約教職員に転換した者について、学園は3ヵ月以内の試用期間をおくことがある。

第47条（無期雇用契約転換後の本規則の適用）

前条の手続きに基づき無期雇用契約へ転換した有期雇用契約教職員（以下「無期雇用契約教職員」という。）については、この規則を適用する。

- 2 前項の場合において、この規則中「有期雇用契約教職員」は、「無期雇用契約教職員」と読み替え、有期雇用契約を前提とする第11条（雇用期間）及び第12条（退職）第1項第2号の規定は適用しない。

第48条（無期雇用契約教職員の労働条件）

無期雇用契約教職員の労働条件（就業時間、給与等）は、原則として毎年4月に、学校運営上の必要性、本人の能力、授業評価及び人事評価等に応じて見直すものとする。

- 2 前項において、特別契約教授、特別契約准教授、特別契約講師及び特別契約教諭の担当科目及びその数は、年度が替わる時点において前年度と同じ科目や同じ数が保証されるものではなく、カリキュラム編成や入学者数等に基づき、学園の裁量によって決せられるものとする。

- 3 無期雇用契約教職員の解雇については、第13条（解雇）第1項に次の各号を加える。

(9) 試用期間中又は試用期間満了時まで無期雇用契約教職員として不適格であると認められたとき

(10) 学生数の減少、職制の改廃、予算額の減少その他やむを得ない事情によって過員を生ずるとき

第49条（無期雇用契約教職員の定年）

無期雇用契約教職員の定年年齢は、以下のとおりとする。ただし、学園が当該業務の遂行上特に必要と認める場合はこの限りではない。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 大学院を担当する特別契約教授 | 満73歳 |
| (2) 前号以外の特別契約教授 | 満70歳 |
| (3) 前各号以外の有期雇用契約教職員 | 満65歳 |

- 2 無期雇用契約教職員が前項の定年年齢に達したときは、当該定年年齢の誕生日が属する年度の年度末に定年退職する。

- 3 第1項の定年年齢の誕生日が属する年度の年度末以降に無期雇用契約教職員となった者については、無期雇用契約教職員となった日が属する年度末に定年退職する。

第10章 その他

第50条（その他）

労働基準法その他の法令に定めのある事項で、この規則に定めのない事項については、当該法令の定めるところによる。

第51条（改廃）

この規則の改廃については理事会において審議・決定する。

第52条（所管）

この規則に関する事務所管部署は、学園運営部とする。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1条（雇用期間の例外）

本則第11条（雇用期間）第5項にかかわらず、学園との契約の終期が平成30年3月31日である有期雇用契約教職員については、通算5年を超えて契約を更新する場合がある。

以 上